

平成13年厚岸町議会第4回定例会会議録		
招 集 期 日	平成13年12月12日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成13年12月12日 午前10時00分
	延 会	平成13年12月12日 午後 5時24分

1 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果 出席議員 19名 欠席議員 1名					

1 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	板 屋 英 志	

1 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	教育委員会 管理課長	田辺正保
助役	鈴木英世		
収入役	君澤英二	教育委員会 生涯学習課長	大野榮司
総務課長	大沼隆		
企画財政課長	黒田庄司	監査事務局長	阿野幸男
税務課長	柿崎修一	農業委員会 事務局長	松浦正之
町民課長	古川福一		
保健福祉課長	斉藤健一	教育委員会 体育振興課長	澤向邦夫
環境政策課長	西野清		
農政課長	福田美樹夫	水道課長	山崎国雄
水産課長	小倉利一	病院事務長	大野繁嗣
商工観光課長	久保一將	特別養護老人 ホーム施設長	藤田稔
管理課長	松澤武夫		
建設課長	北村誠	デイサービス センター施設長	玉田勝幸
監査委員	今村實		
教育長	富澤泰		

1 会議録署名議員

19番	佐齋周二		
1番	稲井正義		

1 会期

12月12日から12月14日までの3日間(休会なし)

1 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1 議事の顛末
別紙のとおり

議 長 | 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議 長 | 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長の報告にありましており、本日から14日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より14日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

議 長 | 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成13年9月18日開会の第3回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、本年11月13日から14日にかけて東京で行われました離島振興町村議会議長全国大会、豪雪地帯町村議会議長全国大会、第45回町村議会議長全国大会には、議会事務局長を伴い、私が出席しました。

この際、議員の皆様申し上げます。関係資料を別途議員控室に備えることとしておりますので、ご了承をいただきますとともに、後ほど閲覧をし、ご参考に供していただきたいと思っております。

以上、諸般報告といたします。

議 長 | 日程第5、例月出納検査報告を議題といたします。

監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思っております。

議 長 日程第6、定期監査報告を議題といたします。
本件につきましても、今般、監査委員より別紙のとおり報告がなされております。
ご参考に供していただきたいと思ひます。

議 長 日程第7、事件撤回請求書を議題といたします。
本件につきましては、本年3月開催の第1回定例会において、厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっております。意見書案の撤回請求であります。
提出者であります音喜多議員に撤回請求の理由の説明を求めます。
16番、音喜多議員。

16 番 ただいま上程いただき、議題となりました意見書案第6号 育児・介護休業法の
充実と保育施策の拡充を求める要望意見書の撤回請求について、提出者の私よりそ
の理由説明を申し上げ、御承認いただきますようお願い申し上げます。

提出させていただきました意見書は、その要望趣旨を十分網羅した育児休業・介護休業等、育児または家族の介護を行う労働者の福祉に関する法律は、去る平成13年11月9日に国会にて一部改正により成立いたしました。当年11月16日に公布されました。提出以来各位には長きにわたりご審議いただき、お手数を煩わせたことに感謝申し上げます。御承認賜りますよう、撤回請求の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 お諮りいたします。
ただいま議題となっております事件撤回請求を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、事件撤回請求を許可することに決定いたしました。

議 長 日程第8、陳情第3号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める決議を要望する陳情書を議題といたします。

本件につきましては、11月26日開催の第5回臨時会において、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めていたところ、今般審査結果の報告が委員長

からなされております。

委員長からの報告を求めます。

9番、木村議員。

9 番 本委員会に付託されました陳情第3号についてご報告を申し上げます。

付託された案件は、中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める決議を要望する陳情書でございます。審査結果は、11月26日に第5回臨時会において付託されました本件については、平成13年12月4日、本委員会を開催し、各委員の質疑討論を行い、慎重に審査いたしました。

結果として、採択すべきものと決しました。

以上、会議規則第77条の規定により報告申し上げます。

議 長 お諮りいたします。

委員長の報告は採択であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択されました。

議 長 日程第9、意見書案第9号 JR不採用問題の早期解消を求める要望意見書を議題といたします。

本件につきましては、本年の第2回定例会において産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めているところ、今般審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

9番、木村議員。

9 番 要望意見書の審査報告書を申し上げます。

本委員会は、平成13年6月15日付託されました要望意見書の審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告申し上げます。

付託された事件、意見書案第9号 JR不採用問題の早期解消を求める要望意見書。

審査結果、平成13年6月15日、第2回定例会において付託された本件については、

平成13年7月17日、同じく8月17日及び10月15日の3回にわたり本委員会を開催し、各委員の質疑調査を行い、慎重に審査いたしました。結果として否決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

議 長 これより委員長に対する質疑を行います。

11番、谷口議員。

1 1 番 今回のこの意見書案について、委員会審議で否決ということになりましたけれども、この問題につきましては、過去数度にわたって意見書を我が町議会でも採択してきているわけではありますが、今回これを否決になったその主な理由について御説明をお願いいたします。

議 長 9番、木村議員。

9 番 この点は、今質問者の言うように、過去にもありました。これはもう十数年前から継続している問題でございますが、現在は旧国鉄は解散し民間企業に移行したものであります。したがって、これは国鉄の問題であってJRの問題でないと。その団体が国鉄が終止符を打ったときに、その時点の解消、責任とその他によって解決すべきものであって、現在これを国へ要望するのは地方議会としていかなるものであるかと疑問がありますので、否決いたしました。

議 長 11番、谷口議員。

1 1 番 この問題については、過去のいきさついろいろありますけれども、国の方においては、一定の対処の方向が示されております。自民党あるいは社民党との協議の結果などが発表され、それを一部の組合といいますか、国鉄労働組合等は大変な大会等の中で議論を進めながら、それを受け入れるべきかどうかというところまで統一決定しているわけですが、私どもはそれに対してすべてを賛成するわけではありませぬけれども、今回出されたこの要望意見書は、その方向に沿った解決が早期になされることを要望したものではなかったのかなというふうに考えますけれども、そうであれば、やはりこれらの国鉄以前の労働者、JRに残念ながら不採用になった人たちを一日も早く救済をしていくということを考えれば、この方向を支援するのが妥当ではなかったのかなというふうに考えるんですが、その点についてはどのようにお考えなんでしょうか。

議 長 9番、木村議員。

9 番 4党合意なるもの、発表されております。あるいは与党3党が今質問者のお話しになるように、政治的解決を目指すような方向で動いた経過も新聞紙上などで発表されております。しかし、私どもが審議中にこういう報道もあります。国労闘争団は、4党の合意を反対を継続と、しかも新たな訴訟を検討中と、こういう報道もあります。それであれば、もう訴訟をやめて何とかという、丸く円満にという政治的配慮の救済ということがあの4党合意であり、労組というのか国労の執行部というのか、の定期大会における決議もそのまま執行されないと。やはり4党合意もそれも反対して、最後まで法的な決着を目指して闘うというのが、運動として惹起しております。そういう中において、我々が一町議会が、この問題に云々ということはそぐわないんじゃないかと。今の日本の労働事情を見ましても、この団体だけがこのような主義主張でやるということ、地方議会までがそれを云々することは必要ないという考え方であります。

議 長 いいですか。

11 番 はい。

議 長 他にありませんか。

(な し)

議 長 なければ、質疑を終わります。

討論ありますか。

(「賛否でいいんですけれども」の声あり)

議 長 そうしたら、討論やらないの。

(「いいです」の声あり)

議 長 いいですか。

(「はい」の声あり)

議 長 なければ、これより起立により採決を行います。

委員長の報告は原案否決です。したがって、原案について採決します。

意見書案第9号は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。

よって、意見書案第9号 JR不採用問題の早期解消を求める要望意見書は否決されました。

議 長

日程第10、認定第3号 平成12年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第4号 平成12年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第5号 平成12年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第6号 平成12年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第7号 平成12年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第8号 平成12年度厚岸町きのこ菌床センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第9号 平成12年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第10号 平成12年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上8件を議題といたします。

職員の朗読を省略し、本8件の提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

おはようございます。

平成12年度各会計決算書提出に際し、その執行状況等について説明いたしますが、当年度は生きがい活動支援通所施設建設事業などの福祉施設整備、町営住宅宮園団地建設事業・道路の改良舗装・公共下水道整備などの生活基盤整備、農林水産業の振興を中心に、町民の要求に対応した諸事業を実施し、予算執行したのが主な施策の成果の特徴となっております。

そこで、当該年度の当初予算であります。一般会計においては91億4,041万1,000円、各特別会計「国保、簡水、老保、下水道、きのこ、介護保険、介護サービス」を合算しますと135億8,910万6,000円の総体規模でありましたが、年度内に必要に応じてそれぞれ所要額の補正を行い、最終予算は一般会計においては、平成11年度繰越明許費（道営公共牧場整備事業等）2億116万2,000円を含め、109億47万3,000円、各特別会計では平成11年度繰越明許費（下水道事業費）4億10万円を含めて52億7,380万5,000円となり、総体においては161億7,427万8,000円となりました。

これらの内容につきましては下記の一覧表のとおりですが、説明は省略をさせていただきます。

この最終予算に対して各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では

歳入で金額 107億 9,976万 5,811円、率で99.1%、歳出では金額 106億 1,368万 296円、率で97.4%の執行率となり、歳入歳出差引1億 8,608万 5,515円の残高となりました。そのうち平成13年度へ繰越明許費繰越額 186万 3,000円、事故繰越繰越額3万 6,300円、合わせて繰越充当財源として 189万 9,300円を繰り越し、財政調整基金に1億円を積み立て、実質 8,418万 6,215円が翌年度繰り越しとなったものであります。

一方、特別会計ですが、国民健康保険特別会計では、前年度に引き続き当年度も歳入歳出差し引き 558万 2,658円の残高となりましたが、実態としては一般会計より2億 491万 4,000円を繰り入れた結果であります。今後も国民健康保険税の徴収率の向上、医療費適正化対策等に努め、当会計の健全化に努力していく所存であります。

簡易水道事業特別会計については、歳入不足となった 3,193万 4,683円を一般会計繰入金をもって収支の均衡を保持したものであります。

老人保健特別会計であります。老人医療に要する費用の負担分にかかわる 6,015万 4,190円を一般会計より繰り入れ、収支の均衡を図ったものであります。

下水道事業特別会計につきましては、その事業費等の負担分について2億 3,173万 235円を一般会計より繰り入れ、そのうち 910万円を繰越明許費充当財源として平成13年度へ繰り越し、実質的に収支均衡を保持したものであります。事業の進捗に伴い増加傾向が顕著になっております。

きのこ菌床センター事業特別会計につきましては、歳入 6,565万 8,503円に対して、歳出 6,520万 5,424円となり、歳入歳出を差し引き45万 3,079円の残高となりましたが、実態としては一般会計より 366万円を繰り入れた結果であります。

介護保険特別会計につきましては、歳入は介護保険にかかる負担分等として一般会計より 8,371万 5,302円を繰り入れて、5億 2,789万 5,589円となり、歳出は5億 2,611万 5,968円で、歳入歳出差し引き 177万 9,621円の残高となりましたが、そのうち94万円を繰越明許費充当財源として平成13年度へ繰り越したものであります。

介護サービス事業特別会計については、介護保険の制度内での収入では不足する分など、9,895万 1,122円を一般会計繰越金をもって収支の均衡を保持したものであります。

以上が平成12年度決算結果による係数面の概要であります。より具体的な成果、実績等につきましては、別冊で配付いたしました「決算書」及び「決算資料」に基づきご検討いただくこととして内容説明を省略させていただき、順次ご質問等に応じて各担当課等より詳細にご説明をさせていただきたいと存じます。

以上であります。

議長

次に、監査委員に対し審査結果の意見を求めます。

監査委員。

監査委員

ただいま上程されました平成12年度厚岸町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定につきまして、決算審査の概要を申し上げます。

平成12年度一般会計並びに各特別会計の決算状況であります。総額では歳入で158億3,251万494円、歳出が156億2,950万9,621円となり、歳入歳出差引残額2億300万873円の決算となっております。

各会計ごとの決算状況ですが、一般会計では歳入107億9,976万5,811円に対し、歳出は106億1,368万296円となり、差し引き1億8,608万5,515円の決算剰余金が生じましたが、このうち繰越明許費並びに事故繰越繰越額にかかわる一般財源として189万9,300円が翌年度へ繰り越しとなり、また地方自治法第233条2の規定により、財政調整基金に1億円を繰り入れとしたため、実質8,418万6,215円が翌年度へ繰り越しとなったものであります。

次に、国民健康保険特別会計ですが、歳入は13億9,640万6,698円で、歳出は13億9,082万4,040円となり、歳入歳出差引額558万2,658円の残額となりましたが、一般会計より2億491万4,000円の繰り入れが行われております。

簡易水道事業特別会計におきましては、歳入不足となりました3,193万4,683円を一般会計繰入金をもって収支の均衡を保持し、歳入歳出とも4,171万4,205円で決算を了したものであります。

老人保健特別会計におきましては、医療の費用負担分にかかわる6,015万4,190円を一般会計より繰り入れをして収支の均衡を図ったものでありまして、歳入歳出ともに12億1,579万240円で決算を了したものであります。

下水道特別会計であります。事業費等の負担分として一般会計より2億3,173万235円を繰り入れし、このうち910万円を繰越明許費充当財源として翌年度へ繰り越し、実質的に収支の均衡を図った内容であります。

次に、きのこ菌床センターの事業特別会計ですが、歳入 6,565万 8,500円に対しまして、歳出は 6,520万 5,424円となり、歳入歳出額45万 3,079円の残額となっておりますが、一般会計より 366万円の繰り入れを行っております。

次に、介護保険特別会計ですが、介護保険にかかる負担分等として、一般会計より 8,371万 5,302円を繰り入れて、歳入 5億 2,789万 5,589円に対しまして歳出は 5億 2,611万 5,968円で、歳入歳出差し引き 177万 9,621円の残額となりますが、このうち94万円が繰越明許費充当財源として翌年度へ繰り越したものでございます。

介護サービス事業特別会計におきましては、収入で不足分を一般会計より 9,895万 1,122円の繰り入れをもって収支の均衡を維持し、歳入歳出ともに 3億 4,273万 9,963 円で決算を了したものであります。

審査の結果につきましては、一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書及び政令で定められました関係書類、調書などに表示されました係数につきましては、誤りのないものと認められました。

また、財産並びに基金の管理運営につきましても、適正に行われていると認められました。

なお、国の行財政構造改革等に伴い、当町におきましても、今後ますます厳しい財政状況にあると思うわけでございまして、むだを省いた効率的な財政運営をより一層心がけるよう希望いたしまして、口頭報告といたします。

以上です。

議長 本 8 件の審査方法についてお諮りいたします。

本 8 件の審査については、議長並びに議会選出監査委員を除く 18 名の委員による平成 12 年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長並びに議会選出監査委員を除く 18 名の委員による、平成 12 年度各会計決算審査特別委員会を設置し、本 8 件の審査をこれに付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

休憩時刻 10 時 35 分

議長 本会議を再開します。 再開時刻 10時38分

議長 日程第18、これより一般質問を行います。

質問は通告順に行っていただきます。

初めに、9番、木村議員の一般質問を行います。

9番、木村議員。

9番 私は、この機会に、さきに通告してあります町の財政状況等及び町政の執行についてであります。極めてシンプルな表現で、通告された方も何を聞こうとしているか、抽象的でわからぬという面もあったとは存じますが、これから多少申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

国政の政治改革、行財政改革等を標榜し、大幅なかじを大きく切ったような状況にあると思われまゝ。しかし、特に財政改革に力を傾けておきまして、国の財政の影響を大きく受ける地方財政は、非常に厳しい状況に至るのではないかと推察されます。当町も全くそのとおりであると思われまゝですが、現在の町の財政の現状とこれからの推移、展望についてどのように考えられておるか、町長のお話を伺いたいものでございます。

なお、さきに庁内の財政改革推進委員会なるものの答申の案も見せられておりますが、この点について今回は町長に直接お話を伺いたいと思うのでございます。

なお、次の町政の執行についてでございますが、今申し上げましたように、非常に財政的に厳しい状況になってくると思われまゝですが、その中にしかし町政は継続性もあり、やるべきものはやり、行うべきものは行うものはまだまだたくさん課題が残っております。

そういう中で、しかし財政の破綻は避けなければなりません。財政の破綻を避けながらやるべきものはやり、執行すべきものは執行する。その場合に、何よりも物には重要事項、重点が何かと、何が重要かということをよく勘案し、あるいは執行を通じても緩急をつけたり。あるいは、大胆にまたカットするものはカットもしなければ、財政の健全性を維持することは非常に難しいものだと思いますが、その場合でも、町民に広く町の置かれて財政の内容を説明し、町民の理解も得ながら、決して財政破綻のないような事業執行をしていかなければならないものと考えますが、

この件につきましての町長の姿勢をお伺いしたいものでございます。

以上をもって第1回の質問といたします。

議 長

町長。

町 長

9番、木村議員のご質問にお答えをいたします。

財政状況と町政執行についてのお尋ねでございました。政府の経済財政諮問会議は、本年6月、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針を決定し、各方面にわたる経済社会システムと財政構造の抜本的改革の方向を高唱をいたしました。木村議員からお話があったとおりであります。

その中で、戦後の国是として一貫してまいりました地方の均衡ある発展という地方自治の基本理念が、個性ある地方の競争へと180度転換したことは、地方公共団体にとっても地方住民にとっても極めて重要なことであり、今後の地方財政にとっても甚大な影響がさまざまな方面で生じてくるものと思われましますし、私も木村議員同様の深刻な受けとめをいたしております。この骨太な方針が具体化するのが国の新年度予算編成であります。今月の20日ごろには原案として各省庁に内示され、その骨子と内容が明らかにされることとなります。そのため、現段階ではその全貌が確かではありませんが、平成13年度からの傾向として歳入の中心であります地方交付税が大幅減額され、産炭地域振興臨時交付金が廃止されることは確実であり、自動車重量増税を初めとする道路特定財源の一般財源化、つまり縮小廃止の検討対象となっているようであります。このように、国からの補助金、交付金が平成14年度以降も大幅に縮減されるということになりますと、地方の財政基盤は一気に弱体化することは明白であり、厚岸町も、さきに町会議員の皆さんに配付させていただきました厚岸町財政運営基本方針に添付しております中期財政推計のとおり、このまま推移いたしますと、平成16年度に9億円程度の収支赤字を生ずることになるというのが偽らざる現状であります。

よって、この厳しい状況の中で活路を見出し、赤字転落、すなわち財政危機の事態を何とか回避すべき経常収支の改善と、投資的経費の抑制を柱といたしました厚岸町財政運営基本方針が、財政改革委員会から答申をされたところであります。私は、この答申を受け、すべての役場職員を対象に、3回にわたり意見交換を実施いたしました。職員の皆さんは真剣で、大所高所に立った良識的な意見が多く、この危機的状況を職員一人一人がしっかりと受けとめているものと確信したところで

あります。

そこで、今後の行政を進める指針として、この厚岸町財政運営基本方針に沿って改革項目の実施に向けて具体的な検討作業を進めてまいりたい。そして、平成16年度の収支赤字を何が何でも回避する一方、それらの厳しい状況下にあっても、町民の皆さんの切実な要望に目をつぶることなく、一步一步それらの実現に向けて最大限の努力を傾注してまいりたいと、かように考えております。

さらにはまた、町民におかれましても、この実態を周知いただくために、広報等を通じ、さらにはまた私自体が町に出かけ、町民との対話の中でご理解を賜ってまいりたい、そのように考えておるわけであります。何とぞよろしく願いいたしたいと思っております。

議 長
9 番

9 番、木村議員。

町の一般会計の町民の払う税金の種類は約1割と。その他入れても2割弱と。あとはすべて国からの交付税や補助金、助成金等でもって賄われております地方、我が町も含めまして、何ととっても国の方針が大きな影響がありますが、小泉内閣がもしかわりまして、別な経済政策や産業財政政策もやるような意見もまだあります。かわればぐっと今度は国債を増発して、あるいは造幣局の紙幣を増刷して、国の景気立て直しなどという経済屋さんもございます。私は経済屋さん、経済評論家ではございませんし、財政の専門家でもございませんが、大まかに見まして、極めて大まか、しかし年はいっていますから、結構各国の推移を、盛衰を見ております。そうなりますと、実態経済がないのに国債発行して、印刷所、造幣局で札をいっぱい刷って、配布したら、そのときほど我が国は破滅するでしょう。実態経済はどうなりますかという、バブルが起きて、日本の産業経済界がすっかりそれに踊って、国民もそれに踊って、それをとめれなかつたら政治家もまた一緒に踊って、目が覚めてみたらこのとおり。あの騒ぎのうちに既に日本のコストが非常に国際的に高くなりまして、あのころ既に後進国、東南アジアや中国は、一生懸命やろうとしたし、また世界の資本がどんどんあの地域に入りまして、バブルが冷めて困った、まだ日本目覚めないうちに自然に向こうは産業期の根っこの基盤まで着々と進んでおりました。現在、農作物や一次産業ならまだいいんです。二次産業もそうでしょう、家電製品から衣類、食料、ほとんどが東南アジアで今ハイテク分野まで東南アジア及び中国、日本の人口とヨーロッパのイーユーと国民合せてもせいぜい10億、大体

十二、三億でしょう、先進国と称されるもの。中国だけで12億 5,000万と推定でね、25億からが住んでいる、25億。一生懸命彼らやっていますな。そうすると、日本経済はこれ以上どんどんよくなるのは、まだまだしばらくたってから後でなければよくならぬ。その間は相当厳しい時代が、本当の意味の租税を主として、税収を主として、国政を国の財政政策をとらなきゃならぬのが、ちょっとこれ厳しいね、しばらくの間。したがって、地方にも大幅な配分が期待できない。その中でやるべきものはやっていかなきゃならぬ。大変厳しいんです。国の制度変わりましたね。さっき言いました増発してもう赤字でも何でもいい、国も。どんどんやって景気をよくするという手法もありますが、それやりますと、一時的には名目的には地方財政も楽な時期ございました。しかし、それは本来は期待すべきものじゃないと。世界の中で我が国の力を維持するためにはそれは期待すべきものではないと。町長、変わって期待したきとそれはそれでいいんです。しかし、破綻しちゃったら終わりですからね、地方財政も。その辺心がけてやっていただきたいと。

それから、大変厳しいといいながらも町政は継続してやっていかなければならぬ。この間もありました。厚岸町が、これたった一つの例です。きょうは具体的なものは入りたくありませんから、ただ例として言います。厚岸町が始まって以来の地域で、厚岸町発祥の地の地域で、30年も50年もそこに暮らしている人がいるのに、まだ道路の改良、舗装なっていない場所もあります。こういうのはやはりその例ですね。そういうものをやはりできるだけ早くきちっとして、人間の生活が住みやすいようにやってあげなきゃならぬ義務があるのが町政でもあります。例えば一つの例ですが、たくさんやることもございますが、また過剰なものもございます、過剰なもの。過剰なサービスを受けようとしている意識も国民も町民も、私から初めございます。これを許したら、決してものはできません。これは無責任に何でも欲しが。ただなら何でもいい。そうはかまどはいかないのが国政も財政も企業も個人の家庭も高度な経済など要らないと。基本、たった一つのそれだけだと思います。そういう中で進めるものを進め、ひとつやっていかなきゃ。それで今どんどんこういう面だけでいいですか、あと細かいことはいろいろこれからもお願いしたいと思いますし、要望もします。町長にそれを期待しているものですが、町長いかがですか。

議 長 町長。

町 長 ただいま、木村議員から今日の国政並びに地方の実態についての見識高いお話が

ございました。私自体も、小泉内閣の構造改革についても反対するものではありません。しかしながら、一方、都市と地方という対立的な考え方に立つ思想もあるやに私は受けざるを得ないわけであります。そういう意味において、木村議員もご承知のことと思いますが、戦後、我が国の地方財政といえますのは、当初から地方債に依存した財政運営を行っております。地方債発行という財政赤字発生は、半ば構造的なものとなっております。しかし、問題は単なる財政赤字の発生ではなく、財政赤字が累積的に拡大して、ついには政治的、経済的意味で、地方自治体の円滑な財政運営が不可能に至る事態、すなわち、財政危機が3年後に来るという極めて大変なことがございます。そういう意味において、私が先ほど答弁いたしましたけれども、この点についても職員は十分に理解をしていただきました。私自体、これからは町民にお願いするところは町民自体の今日の厳しい財政事情の中における意識改革をしていただきたい、そのように考えておるわけでございます。

昨今、大変嬉しいこともございます。既に財政改革委員会の答申案が新聞報道されまして、町民の一部からは、今日の厚岸町の財政、大変だなと。我々自体も意識改革をしなきゃなりませんねという声が聞こえます。大変ありがたいことでございます。厚岸町は永遠であります。しっかりと取り組んでまいる所存でございます。

議 長 9番、木村議員。

9 番 私は、小泉内閣の現状だとか、いいとか悪いとかで私は言いませんわね。我々のわかる範囲でない面もありますから。何か都会だけいいくしようという面もありますから、ちよつとう一んという面もあります。それは今ここで論ずる問題でないからあれですが、町長は町長になって何カ月。

町 長 5カ月。

9 番 そうですな。まだこれだけですな。どうも失礼しました。町長が就任すると同時に小泉さんも、だいたいにたごろですな、ちよつと早いか。にたごろになりましたな。それで今のああいう政策、町長はたくさんの理想を持って、あるいは公約もしました。公約全部達成するには相当な財源の裏づけも必要だと思います。ただ、そのときになったら、運がいいとか悪いとはこれは別にしましても、小泉内閣が構造改革が一番の柱にしてがんがんやっちゃう。なかなかひどいときにこれ町長おやりになったなとある意味では私はお気の毒な思いもしておるんでございます。しかし、総予算が10%も20%も1回に財政が縮小するわけじゃありませんので、その知恵を

出して、それからたまには悪い者にもなる。ぎょうぎょうの政治は決して民主主義でもありませんし、立派な政治はできないと。ノーと言うときにはノーと言う。しかし、なぜノーであるかという説明はきちっとして説明なさる。これが最も肝要かと存じます。それと、その場合には勇気も要ります。立派な町にするためには勇気も要ります。そのようにひとつ。暗くなつては町はできませんね。町長が暗くなつたらみんな暗くなる。個人の皆さんも暗くなる、我々も受ける方も町民みんな暗くなりますので、多少厳しくとも明るく、お互いの知恵と努力で前向きに立派な町をつくるという、町長みずから明るい顔で頑張つてやっていただきたいと思いますが、その決意をひとつお伺いしたいと。悪いときには悪者になる覚悟が何よりも大事だと思ひます。

議 長

町長。

町 長

先ほどお気の毒だというお話がございました。実は私はそう思っておりません。といいますのは、私はなぜ町長に立候補いたしたのかということでもあります。私は、道会議員として30年、町民の皆様方にお世話になり、活躍をしてみりました。その中で、地方自治体の厳しさというものを身をもって承知をいたしておりました。その中で、私が町長に当選をさせていただき、厚岸町の財政はどうなっているのか、助役を委員長といたしまして財政改革委員会というものを早速設けていただいたわけでありまして。その結果、先ほど財政運営方針というものが出たような内容でありました。これは私が予測したとおりでありました。だからこそ、私は道会議員を辞任をいたし、厚岸町長になり、この厳しいときにこそ私でなければという意気込みで立候補いたしたつもりであります。そのことが、町民のご支持をいただいたものであるという私は自負をいたしておるわけでございまして、これからも立候補した気持ちをいつまでも忘れることなく、任期期間中しっかりと取り組んでまいりたい、そのように考えておるわけでありまして。私の公約は、町民がすべて切望しているものであると私は思っております。財政は厳しい折ではありますが、その実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

ご承知のとおり、私が政策予算を組むのは、平成14年度の当初予算であります。しかし、私といたしましては、今進めております第4期厚岸町総合開発計画のローリングいたしますところの第3期実施計画、おかげさまで私が手がけるわけでありまして。私は、その第3次実施計画においては、厳しく査定をいたしました。今日の

財政状況を踏まえた査定をさせていただいたわけであります。この点についてもご理解を賜りたいと思うわけであります。そういう意味において、今日の地方自治体における首長の果たす使命は極めて大きく、暗い話ではなく、それを乗り越えて厚岸町を明るく健全な町にすべきことが私の責務であると考えておりますので、町議会議員の皆様方にも何とぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議 長

以上で木村議員の一般質問を終わります。

次に、2番、塚田議員の一般質問を行います。

2 番

私は、40年ぶりにここに上がったわけでございます。

先ほど木村議員は、財政問題についてはお話しいたしましたが、私はそのとおりでと思うし、また町長もそのように答えておったようでございます。しかしながら、財政が厳しいからといって何にもやらなくてもいいんだという理論にはならないと思うわけでございます。しかし、全体的に見ますと、私は土木業者でありませんので細かいことはわかりませんが、漁港の状態、土現の実態を見ておりますと、このことがつまびらかにわかるわけでございます。

そこで、今まで海岸保全事業をとり行ったその地域によりまして、それぞれの欠点が出てきております。そういった形の中で二、三点質問申し上げたいと思うわけでございます。

一つは、小島の海岸侵食についてでございます。この地域の海岸保全の対応はどのようなになっているんだと。我々専門家というわけにはいきませんが、目の前に漁業をやっておりますと、その実態がわかるわけでございます。と申し上げていることは、例えばイチムラ木工所の下のあたりから離岸堤が出たわけでございます。そのとき、私が質問した当時は、町長は村上さんでございました。そういった中で話をしたら、村上さんは、あれは砂どめなんだと、こういう話でございました。しかし、実態は何ぼ湾中だといってもしけになれば10で押した波が12で引っ張るわけでございます。外海でも、10で押したら、なぎのいい日は8で引っ張るから2は残ると。しかし、湾中より外海はしけの日時が激しいわけでございます。そういったようなことで話ししたことがありますけれども、今この実態を見ておりますと、小島の海岸保全の対応を見ておりますと、全く関係のない、波もそんなに来ない、大黒があるのに、その辺に横に四つ離岸堤をやっておるわけでございます。そのために、東南東から波が来る、風が来る、その地域にいる方々は、これ大変でござい

ます。というのは、二、三年前に業者が親戚でもあったのか知りませんが、ブルを買って自分自体で1メートルくらい段差がつくので、どうしようもないという
てならしておいたわけでございます。しかし、ブルも壊れてしまったからという
ことでございまして、このごろは困っているようでございます。そういったことにつ
いては、これから申し上げますと、大体東南東から波と風が来るわけでございま
す。そういった中において、小島の住民は皆さんの前にもいっていると思いますけ
れども、そのところのカドが全部取られているわけでございます。そして、船をお
ろすときにはどうやらひっくり返りそうになって傾くけれども、どうやらこうやら
やっているんだというのが実態でございまして。それよりは、これから今やらなけれ
ばならぬことは、どうしてもやらなければならないんだと私は申し上げてお
りましたけれども、その離岸堤は小島の沿岸からいいますと80メートルあるそうで
ございます。その地元の方に聞いてみますと、80メートルは要らないけれども、5
メートルや10メートルだって同じことなんだと。少なくともやはり年次計画によっ
て四、五十メートルやらなければ、このカドは平常なような浜にならないだろうと
いって嘆いておりました。そんなようなことで、これからはやはり少なくとも金
がない金は大変であろうけれども、工面するのは大変であろうけれども、やはりこ
こにおいてはむだのないような仕事をしてほしいと思うわけでございます。そうい
った形の中で、これから関係者も行ってよく見られると思いますが、同時にまた、波
があつて壊れてしけで、そのなぎのいい日にばかり見に行くんだということでござ
います。例えば人間が体悪かった場合には、病院に行き、医者が判断するときには
どこが痛いんだ、そうなんだとってその実態を見なければわからないわけでござ
いますけれども、直ってしまつてからならちょっと判断に苦しむわけでございます。
そんなことと、自然の中でもそのことを実質的に受けとめながら、真剣にやはりそ
のものの調査研究については、やはりしけないときに来て、現況を見なければわか
らないよというのが実態だと思いますよ。

そういったことで、これからやはり行政としても、むだを直すためには、やはり
少ない金で効果を上げるということは、これはもっともなことでございます。そう
いった形の中で、ひとつぜひこれからやろうとする仕事の中では、そのことを配慮
しながら進めていただきたいと思うわけでございます。

次に、床潭の第1種漁港の修復についてでございます。

この漁港は、着工からの経過はどのようになっているんだということを求めたわけですが、資料が出てきたようでございます。この漁港の協議機関はどこでやっているんだと。我々本職の漁師はつなば敷敷でございまして、しかもこれは昭和27年、8年ころに、私は地元の議員でございました。参入して、道へ行って陳情しながら、道議はマツダイラ道議でございました。そして、町長は岸田さんでございました。議長は澤田さんでございまして、この時期に行つて指定を受けたわけでございます。これは指定を受けたのはそれは30年でございます。それから、この事業は今までの間にやはり40万ちょっとかかっているわけでございます。しかし、この9次計画になりましてから、国の財政事情だということで、はかばかなくなりまして、一部中断しておつたようでございますけれども、二、三日前に担当課長に聞いておりますと、9次計画は中途の中でこれからしっかり計画ができないと予算がつかないとやらないんだと申しておりましたけれども、実際ある程度やっていると、手をつけてやっているようでございます。しかし、地元の我々もわからないわけでございます。これ今のやっている漁港の内容を見ておりましたも、実際やっていることは、むだなことばかりやっておるわけでございます。しかも、ここは津波の来た場所でございます。昭和27年に津波が来まして、その図面は私のところにありますけれども、配つてほしいと言つて皆に見てもらいたいと思つておりましたけれども、急にきょうは一般質問だということで時間もありませんので、そこに机の上に置いてきましたけれども、これは大変でございます。というのは、しけの対応というのは、第1種漁港は第1種漁港なりに規模があるわけでございますから、それに対応できればいいのでありまして、しかも漁港には2種、3種あるわけでございます。2種はひなん港、3種は国の漁港でございます。厚岸の湾はこれ第3種漁港でございます。私らのところは、第1種漁港と申つて、これ船入れ場でございます。そういう区分があるわけでございます。そういう形の中では、やはり少なくとも大きな予算も要らないけれども、ある程度船が入つておつて、大しけになりますと、町の方に移動さすという形の中になるかと思つます。そういった形の中では、少なくともやはり今の段階ではやっていることが非常にむだである。その今皆さんの前に置いてあるのは図面が行つておりますけれども、ここへ今南の方に延ばしていきますと、ちょうど波が来なくなる、津波も来ないわけでございます。そこがとまるわけでございます。そうしますと、金がかからない、このままでやると

幾らもかからない。しかも見るとこの災害法であるわけでございます。場合によっては災害法の金使うことによっては、これも町長は道議でありましたのでこれは専門だと思いますが、漁港の予算ばかりでなく、災害の予算もあるわけでございます。そういった形の中では、少なくともやはりこのやっていることはこれからそこに図面行っているわけございまして、この図面が行っているので、この図面によって質問しながら、担当課長から答えも出てくるだろうと思いますが、それによって進めていきたいと思うわけでございますけれども、この今やっていることは、波の来る方に入り口が向いているわけでございます。ここをとめなければ、津波に来る波もこれから来る、しけているときもこれから来るということになりまして、むだが多いわけございまして、どうしてこれらが安心して船の出入り、そして津波が来ても大丈夫なんだと。また一面見ておりますと、つなぎ場として今一部漁港は物揚げ場になって、私らのところはずっと船がまいておりますけれども、一部のところは漁港法でかわりまして、その一部には係船岸壁になっているわけでございます。その漁港が大体クニオさんの近くまでいっているわけございましたけれども、そのほかは 150メートルは船揚げ場としてなっているわけでございます。この船揚げ場も、少なくともやはりこれをほうっておくことにおいては、つなぎ場の形の中では、これはおかしな格好になって、より以上金はかかるわけでございます。そういったようなことにおいて、ひとつこの漁港のことについては、しっかりとできるだけ金も少なくして、安全な漁港として使えるように配慮していただきたいと思うわけでございます。

長くなりましたけれども、次には、公衆浴場でございます。

この厚岸の中にも、やはりふろのない人もいるわけでございます。しかし、そのほかに外来者の誘致があるわけでございます。どこへ行っても、ふろのないところはないわけでございます。しかも、沖合へ行ってきましたと、体が汚れてくるわけでございます。これについてやっぱりふろに温まって、体を洗って休憩したいというのがこれは漁業者の本音だろうと思うわけでございます。外国では恐らく据えふろってないんだろうと思います。大抵シャワーで済ませているわけでございます。据えふろとシャワーとはやはり生活の様式が違うので、何か話を聞いていますと、先ほど組合の一部にもふろはあるんだと。聞いてみたらシャワーなんだということは聞いております。やはり日本人は体を洗うにはふろの中でしっかり洗わなければな

らない同時に疲れが吹き飛ぶ、取れるわけでございます。そういった形の中で、やはり少なくとも一部にふろのない方もおるでしょう。そういった外来船誘致ということもございますので、大変重要な組合としても沖合漁業の性格的なこともあるだろうから、その辺をやっぱりしっかりした本町側にふろをつくってほしいと。と申し上げますことは、私は物は考え方によりまして、わざわざふろをとすることはつくらなくても、あそこの集会場があるではないかと。松葉町のあの福祉センターのあの大きな施設とそこが一体何ぼ離れているんだと。あの集会室聞いてみますと、この辺じゃそんなに使っていませんよと、近所の人がそう言っております。だから、私は全く使わないということではなかったんだろうと、必要もないということではなかったんだろうと思いますけれども、これにはやはり一部を使って、ふろを一部にふろにしても、建物には金かからないから、大したことになるだろうと。町長、小さい予算を持って、皆さんもやはり安心できるようなことができるのではないかと思います。ふろのない人もいる。同時にまた、漁船員もここで入ることができれば、やっぱり町の施設でございまして、遠慮も要らないという形になるのではないかと思いますので、ひとつそのことについてご検討願いたいと思うわけでございます。

それから、子野日公園の花見期間中と、そのほかにカキの期間中があるわけでございます。ここでやはりうちの方、下浜の方で漁港の中で五、六隻のやっぱり船で出ているわけでございます。網入れながらとってきているようでございます。そうしますと、橋が渡れないで困るんだと。何とかひとつ渡してもらえばいいんだと。というのは、そのほかに日曜もあるわけで、日曜はやはり厚岸の地元で市場が休みだということであるようだけれども、何か特殊な魚でもあるんだか知りませんが、サンマやサケ、マスは木村さんたちみたく問屋さんがやってくれるんだろうと思うけれども、その辺の人がとって沖合に、床潭あたりに出ているのは、そんなにまとまってもいないだろうと思いますけれども、しかしこの期間にやっぱりとれないで損失するのは200万越しているんだと、こう言っております。でき得れば、最小限で道路をつけるといっても子野日公園から、何と申しますか三浦木工所のところから火葬場のところですか、昔あそこに道路あったわけでございます。それができなければ、床潭から筑紫恋へ道路が立派にできているから、あれを何か型崩ししても簡単にできないものなのかと。そんな大げさな舗装道路とかそんな大きなものは要らないと思うわけでございまして、その期間だけ橋を通してもらえばいいこ

とであって、だからといって花見客、それからカキ祭の方々には何時から何時までかけなさいというわけにもいかないんだろうと思いますけれども、できればそれが一番いいことだと思いますけれども、できればそれらを考慮しながらひとつ検討していただきたいと思うわけでございます。

この4点を第1回目の質問といたしまして、私の質問は終わります。先段、全く少し長くなりましたけれども、申しわけないと思っておりますけれども、やはり漁業者も真剣にやっているわけでございまして、これにこたえるためにちょっとひとつその辺をくみ取っていただきたいと思うわけでございまして、これで第1回目の質問は終わります。

議 長

町長。

町 長

2番、塚田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の小島地域の海岸保全の対応はどうなっているのかということでございます。

平成11年度第4回定例会におきましても、同様のご質問をいただいたと聞いております。小島地区は、昭和36年5月3日、海岸保全の指定工事がなされまして、昭和37年から災害復旧工事や海岸保全事業の浸食対策により、直立式護岸、突堤、消波堤の整備が行われ、さらに平成8年度から実施されました第6次海岸事業計画に基づき、離岸堤が公共事業によって整備されてまいりました。しかし、私も現地を見てまいりましたが、小島の南側の浸食や水道及び電気の海底管等の敷設箇所が洗掘され、地元漁業者の作業に支障を来しているため、北海道単独の建設海岸、局部海流により突堤による砂どめと、海岸の洗掘箇所の全面に離岸堤の新設を平成10年度から要望しておるところでございます。要望のうち、海岸の洗掘箇所の全面の離岸堤の新設は平成12年度に着工し、本年度で施設の整備が完了いたしましたが、南側の突堤につきましては、引き続き北海道に対しまして要望しているところでございます。北海道の厳しい財政状況から、まだ事業採択されておりませんが、今後とも北海道に地元の窮状を十分説明し、早期整備をお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第1種床潭漁港の修築についての関連しての質問であります。第1点目のこの漁港は着工から今までの経過はどのようになっているのかというお尋ねでございますが、ご案内のとおり、第1種床潭漁港は、先ほど塚田議員は30年というお

話がありましたけれども、昭和26年6月29日に第1種の漁港として指定を受け、昭和35年の第2次漁港整備長期計画時より修築事業、さらに改修事業として41年間にわたり約46億円の事業が投入され、随時整備が進められて今日に至っているところでございます。昭和35年度から37年度までの第2次漁港整備長期計画では、南防波堤37.3メートルが総事業費、480万円で施工されて以来、第3次計画から第7次計画と随時整備が進められ、昭和63年度から平成5年度までの第3次漁港整備長期計画までの中で、漁港の中央部分から西側の防波堤、マイナス2.5メートルの物揚げ場、船揚げ場の整備と東側に拡張するための防波堤の一部が完了したところであります。平成6年度からの第9次漁港計画においては、東側の西防波堤の延長、南防波堤、護岸マイナス2メートルの物置き場、泊地の浚渫、漁港道路用地などの整備が行われ、施設完成とともに漁港施設の利用がされております。平成13年度においては、既設西防波堤のかさ上げ、船揚げ場滑り材補修、外防波堤の新設、水質調査、新線測量などが行われております。平成17年度までには外防波堤60メートル、船揚げ場が100メートル、泊地の新設、漁港道路、用地の整備が計画されており、今後とも地元要望の早期実現に向け、鋭意努力をしてみたいと考えております。

2点目のこの漁港の修築工事計画についてであります。誤りがなかったのかということで私は受けとめました。このことについて答弁をさせていただきます。

第一種床潭漁港整備につきましては、地元期成会から等の要望を受け、さらにはまた漁業協同組合との協議を受け、厚岸町では北海道に対しまして漁港整備の要望を申し上げておりますが、北海道はこれらの要望を受け、整備の必要性、事業効果、設計の根拠など、水産庁へ整備計画の内容を説明し、整備計画の承認を受け、それぞれ漁港整備事業が実施されているところであります。したがって、工事の設計、さらには工事の実施に当たりましては適正に行われているものと考えております。

次に、公衆浴場の設置についてお答えをいたします。

松葉町集会所の一部分を改築して、公衆浴場に利用できないかとの質問でございますが、松葉町集会所の建設目的は、正規の集会所に使用するほかに、災害時の避難場所としての機能も兼ねております。こうしたことから、集会所の建設にはこれらの機能を備えた内容で建物を設計を行った結果、敷地面積を最大限に活用した現在の松葉町集会所となったところであります。したがって、集会所の一部を改

築して公衆浴場に利用することは、集会所や避難所としての機能を失いかねない状況となり、また増築となりますと、今の敷地面積では狭く、困難な状況であります。しかし、湖南地区における公衆浴場の確保につきましては、本年6月開催されました第2回定例町議会の一般質問でお答えをいたしましたとおり、町の単独事業では大変困難であり、各種補助金制度を活用できる複合施設で対応したいとの考えで、引き続き中心市街地活性化推進協議会が進めております活性化計画や、老人保健福祉計画などとの総合調整を図りながら実現に向けてさらに努力をしてまいりたいと考えております。

次に、子野日公園の花見期間中の厚岸大橋の通行についてのご質問でございます。

子野日公園をイベント会場に開催している5月の桜祭りでございますが、中でも土曜、日曜日、特に日曜日にお客が集中するわけでございますが、今年は5月20日に6,000人、5月27日に5,000人、期間中の子野日公園入場者は1万5,000人でありました。期間中の受け入れ態勢は警察署、交通安全推進協議会とも事前に対策会議を持って万全を期しているところではありますが、とりわけ厚岸大橋の通行につきましては、緊急車両の通行確保の見地から、交通渋滞にならないよう特に重要視して臨んでいるところでございます。期間中は、町外の観光客がおいでになるということで、ふだんの交通量と比較をしますと、厚岸大橋を渡るだけでいつもより時間がかかるといことになっておりますが、幸いにして、桜祭り期間中ではこうした交通渋滞が発生しておりません。しかし、塚田議員からのご指摘のような行為が出ないように、なお一層、桜祭り、カキ祭りにおける受け入れ態勢については今後とも関係機関と連携して、万全を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議 長
2 番

2番、塚田議員。

2回目の質問をいたします。

小島地区の海岸保全の問題については、私も一昨日、土現に行ってきました。堤という土現の所長でございまして、これは利尻の所長をしておったと。去年か今年、厚岸の出張所へ来られたんだというふうに聞いております。そういったような関係で、そんなにこっちの床潭の第1種漁港を見てないのではないかと思いますけれども、先ほど町長がお話ししておりましたように、地元の業者、そして漁組ということでもあります。これが問題があるわけでございます。漁組の組合長か理事か知らぬ

けれども、その方々と地元の人がいれば、何でもできるんだということでございますけれども、ここに大きな欠点があるわけでございます。私は今皆さんのところにこの漁港の図面を渡したわけでございますけれども、ここにある図面を皆さんの机に参考のために見てもらうように出してありますけれども、問題はこれがあいていくわけでございます。これはどういうことかと。これをあけていけば波が入ってくるからこれまた15メートル下げたんです、ここへ。15メートルね。これをやって、これをとめていけば、何も関係ないわけでございますけれども、これをずっととめていきますと、津波はこれから入ってきたわけでございます。津波はね。小島の話は先ほど、今町長が話しされたように、今の小島の関係については、先ほど1メートルくらい段差がありましたけれども、大体そのことにつきましては、小島地域につきましては、順次今あの四つある離岸堤はこれは何にも足しにならないわけでございます。というのは、前に出ている離岸堤四つ出ているのは、ちょうどあれ風よけ、波よけにあれ大黒があるわけでございます、あそこに。むしろあそこは浸食はされないわけでございます、下は岩盤でございますので。そういう関係の中では、やはり少なくとも小島の方にこれ1億かけて厚岸町がやった裏山のこれ崩れると災害でやったんでないですか、これ。これをやったわけでございます。この離岸堤をやっている。これから入ってくる波で、これから来るやつはここに大黒ありますので、何も関係ないわけでございます、これは。したがって、これから来るから決壊が激しくて、なくなってしまうわけでございますけれども、そのために段差がついて、関係ないこっちの方に砂がふえて出て、この辺では全く浜に船を巻くときにひっくり返ったような形になって浸食されて取られているわけでございます。だから、土現の所長とも2時間くらい話しました。私も行って1回見てきますとは言っておりましたけれども、先ほど申し上げたように、しけのときにはだれも見に来ないと。厚岸の水産関係の関係者もそうですよ。土現の役人方、所長を初め役人方もしけて天気になると見に来るんだから、先ほど私が説明したように医者だって痛いと言って、どこ痛いんだって、触らなければわからないけれども、病気が直ってから、どこが痛いなんていうことはレントゲンでもかけなかったらわからなわけでございます。しかし、少なくともやっぱり担当者としては、しけたとき見ると、ああなるほどこういう波だからここ壊れるんだなということは、これは町ばかりでない、やはり土現の担当者もそのようなことになるわけで、そこに欠点があるわけでございま

す。しかし、今これをやってみただって、波は入りますよ、何ぼか来て完全にはならない。しかも黄色く出してあるところはこれはちょっとほかに出してあるところ、これは波が入ってくるといって15メートル出した。しかし、こうだって、ここをどめてしまわなければ完全なものにならないし、同時に、津波がこれから入っちゃっているんだ。だから、わかっている人は地元の人わかっているかもしれないけれども、小島政雄さんだって、高いところに家あったからよかったんだ。あれから丘の方へ行って、小松さんはつぶれちゃったんだと。これは実際なんだから。

議 長 床潭漁港の話でないでしょう、今。1番目の質問でしょう。

2 番 いや、小島の方はしゃべったから、それね。

議 長 小島、終わったの。

2 番 終わったと思います。終わりました。小島の方はそういう実態だからということ
を終わりました。

だから、床潭の今漁港の問題だけについては——小島は終わりましたよ。というのは、小島は先ほど申し上げたように、そのやってある四つの離岸堤は何にも効果はないよと。だから、今の言う小島の島があれ俗に言うあれサンカク島とかという浜とかというんだけれども、その角が取られているから、とにかくこの人方に今船を揚げるとか、揚がらないのが現況でございます。行ってみればわかるんですよ。だから、小島の方はそういうふうにして、あの金をかけたって何にもならないということは、先ほど申し上げたように、金かけているけれども、実際そのように何もやっぱり効用がないんだという意味のことを、あの大黒の離岸堤は、小島の前にあるのは大黒があるために何もそんなにあそこへ波が来るときはそんなに来ないわけでございます。1日、2日になれば直るわけでございますけれども、問題はやはり裏の方から来る波は、決壊もひどくなってしまうし、ひどいんだから、そこをやはり今度見に行って、何か10メートルか今12メートルずつ出していくという話は聞いておりますけれども、それは予算の関係だから一遍とは言わないけれども、10メートル、20メートルならだめですよ。少なくともやっぱり50メートルぐらい出さなきゃならないんじゃないかなと。置いておだけいいんだという。それで、どっちみち床潭の海岸であれ離岸堤やってあるから、あのブロックというんですか、あれがたまっていくだろうと思うんです。あれ漁港には使っていないんだから、離岸堤置いてある、あれを持って行って、そこらにでも置けば大体ある程度はとま

るのではないかと思います。改めてブロックつくらなくてもいいし、あれ床潭あたりに置いてあるやつはあれ今漁港を延ばしていけば、あれ要らなくなるので、そういった全体的な予算のことを考えていくなれば、あれは少なくとも土現だから、離岸堤を土現でやったから、それはそれで同じ予算だからいいのではないかと思いますけれども、ただし、この小島の分はそれで終わりました、今後今やっぱり検討してもらって、今その小島の方はそれだけを今考えて、離岸堤は何も関係ないのであって、とにかく端の方にある浜をとられているから、今漁港のブロックを積んでいけばいいんでないですか、あれは。その離岸堤まで80メートルあると言ったけれども、そんな80メートル要らないけれども、やっぱり50メートルぐらい必要じゃないかと、そういう話ししておりましたので、それを考えながら、予算の関係もございますので、一遍にというわけにいきませんけれども……。

（「議事進行」の声あり）

議 長

13番、鹿野議員。

13番

今の論議を聞いておりますと、議長から注意を受けたにもかかわらず、小島の問題を出したり、また床潭漁港を出したり、また逆に小島に戻ったりして、進行性がないんですよ。質問の内容はあえてご指摘はいたしませんけれども、あえて言わせていただければ、この第一種漁港の関係についても、何十回となく同じ論法でこの議会で論議しているはずですよ。その都度、理事者が答弁をいたしまして、現状、今後の見通しについても説明をして、それで納得しているというふうに私は感じ取っております。それがまた、今みたいような論議で展開されるということは、非常に議事進行につきまして支障があると思いますので、議長の判断のもとに、それ論議の順序または区切りをつけて、明確な指導をお願いいたします。

議 長

休憩します。

休憩時刻 11時45分

議 長

再開いたします。

再開時刻 11時45分

2番

大変申しわけありません。

一つは、小島の問題については現況はそういうことですので、いずれにしても、この大黒島の小島の図面あります。これの裏の角をとめなければ、幾らやってもこの浜は使えなくなる状態でございます、離岸堤の方がもうやってあるから、そっちの方は邪魔にならないわけでございますから、次に床潭でございます。

床潭については、実際問題は今言うように、土現あたりもいや、地元の人とそれから土現の関係の方々、所長を初め関係の方々でありますね。それらにやっているんだと言っているから、それは形の中では出てきておりますよ。しかしながら、そのやっていることが一体どうなんだと。この間も岩井さんというちょうどあの方の方が来て、それは困るんだと。これやったらあれとめてもらわなかったら、船揚げ場というのは140メートルもあるし、今度は100メートルだということです。そうすると、あとの50メートルはどうするんだと。そうすると、浸食されるからまた金かかるわけでございます。だから、ほかをきちっととめれば、どんどんあれほかの方は浸食されていくから、町長が行って、今度初めて見てくればわかりますよ。あれ前にやったのは関原の家がなくなるということで、地主の中川さんが海の中にいったやつ道にしてくださいと言って、手続きしてあそこだけ急遽やったわけでございます。そのようにしてやらなければ、150メートル船揚げ場だっているのは100メートルにするんだというようなことをやり出していると、50メートルまたほかのああいうふうに（聞き取り不可）払わなきゃならないんですよ、これ。だから、それやこれらも勝手なことばかり言っているから、組合といわゆる土現が行けばそれでいいんだと、そんなことばかりおおように言っていれば、わかって言っているのかということになりますよ。今まで組合と土現がやっておって、結果がみんなこうでしょう。

岩井さんがこの間息子が来て話しておりました。ここを真っすぐ出してくれれば、幾らも金がかからないでこれで砂も全部来ないんだということで、何も今ここで延ばしていったって、またそれを直らないよということをおっしゃるので、津波の来ないような災害ということもありますようですから、この辺も検討しながら、いずれにしても大変少ない金でありますけれども、手際よくいって見て、その対応をしていくようにしていただきたいと思います。

それから、浴槽の関係でございますが、何か外来船の人も大変でございまして、それから地元にもふるわない人もおるようでございます。何も避難所ではあるけれども、それぞれいろいろの考え方の人がいるだろうけれども、私は質問したことがあります。というのは、津波の場合には厚岸町は心配ない、湾だから心配ないよということ、アメリカが来るときは苦多いってぶつかってくる。沖合から来るときは、床潭と入ってくるから、あと来て、湾月町や真龍の方へ行く津波なんていうのは、

今までないよと。そして、私が見て初めて津波というのがわかったけれども、波で来るんだと思ったら、そうでないんですね。真っすぐ押して、平らなところから押して、惰性で来るものだから、それで初めて私も津波というものを見たんですよ。そういうことで、組合と土現とやっていたら何でもいいんだと。それは幾らでも金かけてちゃんときちっとやってくれば安心して、いわゆる漁港のところにいる人は安心しては仕事にならないんですよ。これしっかり考えていただきたいと思うんだ。組合と土現が来てやっているんだから、それでいいんだと。そんなことにならないですよ、やっていることは全然違うんですよ、それ。そのことをまず一つ津波の来ないためには丘から出して行って、沖から船入れるようにしてくれと行って、岩井の息子さんもそう言うておりました。なるほど、行って見て、現地見てなるほどなということわかりますので、そのように検討していただきたいと思うわけでございます。

それから、最後には、桜祭りとカキ祭りのことですが、何とか橋をちょっと、真龍まで行けばいいんだそうです。橋渡れば真龍の裏通って行けるんだからということでございますので、これは何か対応ができないものかということで、ご指摘も受けましたので、余り長くもやってられないので、そのことについてひとつお尋ねしていただきたいと思います。

議 長 町長。

町 長 第1点目の小島の海岸の浸食について、再質問ございました。この箇所につきましては、平成14年度の道単独の建設海岸局部改良事業により、突堤20メートル、事業費として2,000万円要求をいたしているところでございます。

さらにはまた、床潭漁港の関連でございます。申すもなく漁港の整備のみならず、公共事業の実施に当たりましては、関係する地元住民と十分に要望等をお聞きし、理解を求めて実施しておるのが今日であります。民主主義の時代であります。そういう点におきましては、先ほど個々のご意見があるようではありますが、床潭漁港については、期成会が設置をされております。そのための設置であると私は理解をいたしておるわけでございまして、しかもまた41年間にわたって整備をし、今日のすばらしい第一種床潭漁港が見えておるわけであります。そういう意味においても、どうか不便とかいろいろなご意見が期成会からも聞いておりません。そういう面についても、やはり個々のご意見も取りまとめでいただいて、やはり地域のためにい

ろいろとやるのがこれからの我々の責任でもありと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

特に塚田議員におかれましては、平成12年2定、4定、そしてまた今回の第一種床潭漁港に関連するの質問でございます。床潭地区の発展と地域住民が安心して暮らせる地域づくりのために塚田議員の強大に燃えたご活躍については私からも心から敬意を表したいと思っております。

それから、ふろの問題であります。

ちょっと塚田議員が誤解しているんじゃないかと思いますが、実は漁組のおふろにつきましては、シャワーではありません。昨年の夏にこの議会において質問があり、改築をいたし、普通のふろになっていますことをご理解を賜りたいと思っております。

さらにはまた、桜祭りの件であります。

先ほど答弁をいたしたとおりであります。そのことがないように関係機関と協議をし、連携を図りながら、事を処してまいりたいと考えております。

さらにまた、塚田議員からもお話がございました道路網の変更の問題であります。

今、厚岸霧多布線の道道の路線変更の問題があります。今奔渡町を通っているわけですが、その中で松葉町の変更のお話も出ておるわけございまして、これも漁港と同じく地域住民の要望として十分にお聞きをし、路線の変更についても私なりに努力をさせていただきたい、かように考えておるわけであります。

以上でございます。

議 長
2 番

2番、塚田議員。

先ほど話しをして、町長の説明も聞きました。要は、これ経過については私は申し上げないけれども、実際問題は町長は期成会があるという話もしておりましたが、期成会どこにあるんですか、それ。ということは、私は聞いていない。もとは長崎五治郎さんが期成会長だったんだ。しかし、予算が漁港についてくるけれども、おかせない、通させないといって、五、六年なげられたんです。あの漁港の実態というのは。そういう関係の中で、少なくともそれからもう漁港の期成会がどこにあるんだか、いや後で町長に聞けばわかるんだけれども、期成会はそんなようなことをどこさいったものだかなくなってしまった。それから私は知らないですよ。私も床潭の住民の一人ではあるけれども、当時は長崎五治郎さんが期成会の会長さんだったんだ。しかし、そのことについてはその当時の期成会のその関係の人方、五、

六人して予算がつくけれども、おかせない、通させないというものだから、それをもって投げられたという経過もあるわけでございます。そういったようなことで、これからもいずれにしても、この漁港は津波の対応もしなければならないのでございまして、そこで岩井さんの言うのは、これは大変なんだと。しかもそれを漁港の線まで出しますと、いわゆる津波も来ないし、安心して使えるんだよと。今の地元の人と漁組がやっているんだと。この今の図面から見ると、何ぼやったって、この津波が来たらこれ入っちゃうよ。そんなことを理論的に言えばそういうことになるけれども、それ以上は申し上げませんが、いずれにしても期成会はなくなっているだけで、私は聞いていないけれども、なくなって、今あれですが、町長そうすればと、期成会ができていているということは、どなたがやっているんですか。これだけひとつお聞きしたなら質問やめます。

議 長

町長。

町 長

ただいま床潭漁港の協議機関の組織を示せというようなお話でございました。床潭漁港海岸保全促進期成会は、昭和59年4月15日、床潭漁港と床潭地区の海岸保全の早期完成を目指して、もって相互の精神を発揮し、地区産業の発展と生活環境の整備を図ることを目的に発足されております。役員の構成は会長、副会長、理事、監事、書記、会計となっており、さらに代議員として各実行組合長のほか3名の方々が選出をされております。現在、会長には久保田清三さんが就任し、期成会の運営をされているところでございます。

2 番

わかりました。

議 長

以上で2番、塚田議員の一般質問を終わります。

昼食のため休憩いたします。

休憩時刻 11時58分

議 長

本会議を再開します。

再開時刻 13時00分

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

10番、室崎議員の一般質問を行います。

10番、室崎議員。

10 番

さきに通告いたしました一般質問通告書に従いましてご質問申し上げます。

まず1点は、いわゆるサンカクツブの被害についてであります。

俗にといいますか、このあたりで漁師の人たちがサンカクツブと言っております

肉食系の巻き貝がございます。調べてみましたら、これが和名でオオヨウラク貝、エゾチジミボラ、それからエゾタマ貝というようなものなんだそうですが、これは二枚貝、カキですとかアサリですとか、ホッキもという方がいらっしゃるんですが、それは私は確認しておりませんが、それに穴をあけて中身を食べてしまうと。非常によろしくないものでございまして、これがどうも大繁殖している。そのためにカキそれから場所によってアサリ、これに大きな被害が出ているということが言われております。それで、この状況、それからいつごろからどのような被害が出始め、どの地域に多く生息し、それがどのような形で広がってきたのか、そのようなことについて調査なさっていると思いますので、その状況についてご説明をいただきたいんです。

と同時に、非常に今軌道に乗ってどんどんと進んでおりますカキやアサリの養殖にこのようなものが支障を来していくということは非常によろしくない状況でございまして、これらについての対策をどのように進められているのか、また進められるのか、その点についてご説明をいただきたい、これが1点目でございます。

2点目は、環境基本条例についてであります。

厚岸町もこの環境基本条例の制定に向けて、現在着々と作業が進んでいるというふうにお聞きしておりますので、現在の進捗状況並びにどのような条例をこしらえようとしているのか、その骨子につきましてそれをご説明いただきたいということでございます。

あわせて、厚岸町は北海道で最初にISO 14001の認定を受けました地方公共団体であります。このシステムを動かして今日に至っておりますが、どのような効果を上げてきたのか、そして、今後の課題として何が明確になってきているのか、この点もあわせてお示しをいただきたい。当然こういうものがすべて環境基本条例に反映されていくと、そのように思いますので、この2番目の質問でくくっております。

次に、3点目でございます。町民の健康づくりについてということでございます。

これはさきの議会でも私は触れておりますが、今回そのときの答弁のとおり「健やか親子・健康日本21、厚岸版計画」というものの骨子が示されました。そこで、改めてお聞きするわけでございますけれども、今回計画策定に伴いまして町民の意識調査が非常に大きくかつ綿密に行われております。このような調査を行いまして、

問題点が抽出され、その問題を反映してこのような計画がつけられていくのが基本的な手順であると、そのように考えておりますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

また、この意識調査は毎年行われることによりまして、いわばこの「健康日本21、厚岸版」という施策がどのように効果を上げていくかということが明確になると、そのように思われます。これはこの骨子の中でもうたわれておるんですが、健康づくり基本計画というものは、スパイラル何とかというような形で回転させながらやっていくと。すなわち、計画をつくり、実施し、評価し、その評価に基づいて計画がまた修正され、実施され、評価されということを繰り返していくと、そういうサイクルを機能させていかなければならないんだということは明確にうたわれておりますが、となりますと、この意識調査というのは毎年行われる必要があると、そのように思われますが、その点今後どのように考えていらっしゃるか。

それから、3番目といたしまして、町民の健康づくりというような大きな話になりますと、これに関係しない課というのは存在しないと、そのように思われますが、この基本計画の具体的な実施の骨子といいますか展開というところを見ると、どうもそのように見えないような気もするところがあるんです。それで、本当のところ、すべての課、部局を含んだ基本計画となっているのかどうか、その点についてお聞かせをいただきたい。

それから、最後に、これは前回も私申し上げたんですが、実は1課1係単独でできるようなものではございません。それぞれの部分についてそれぞれの課が行うにしても、それだけで済むものではありません。それぞれの課なり部局、部門が連携し合って初めてこういう政策というものは効果を上げていくことができると思われまます。その連携の部分については、この骨子ではまだうたわれていないような気がするんですが、その点はどのように進められていくのか、またどのように考えられているのか、この点についてもお聞かせをいただきたい。

以上が1回目の質問でございます。

議 長

町長。

町 長

10番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

第1点目のサンカクツブによりカキ養殖に被害が出ているが、その状況について

であります。五、六年ほど前から厚岸湖内北部のカキ養殖施設において、オオヨウラク、先ほどお話ししました通称サンカクツブによって、カキ殻の貝柱付近に穴をあけ、身を食するという被害が出ており、現在その被害の範囲は厚岸湖内全域に及んでいると聞いておりますが、具体的な被害の数量や額についての調査は行われていない状況であります。しかし、漁組のカキ・アサリ班では、捕獲されたサンカクツブをキロ当たり 200円で買い取り、産業廃棄物として処分をしているところでございます。

次に、今後の対策についてであります。厚岸湖内にサンカクツブが増大した原因については、今のところ定まった見解はありません。漁業者は養殖施設で浮き玉を使って調整するなど、工夫をしていますが、これといった決め手はなく、また効果的な捕獲方法についてもいろいろ模索されている状況であります。カキ・アサリ班では、来年から買い取り価格を 300円に引き上げて、漁業者が少しでもサンカクツブ捕獲作業への意欲を高めてもらいたいと考えており、町といたしましても、漁組と協議をしながらサンカクツブ買い取り後の処分経費への支援や被害の実態把握など、その対策に努めてまいりたいと考えております。

第2点目の環境基本条例についてのお尋ねでございますが、まず、現在の進捗状況についてであります。

環境基本条例の制定に向けましては、担当課レベルでの検討のほか、本年5月に、庁内関係課相互の連携と施策の調整を図る組織として、厚岸町環境政策調整会議を設置いたしました。この会議は、助役を会長とし、役場内の14課の関係課長で構成をしております。この組織において、これまで2回の会議を開催いたしまして、厚岸の環境現状について取りまとめ、ここで取りまとめられた現状を踏まえ、今後の環境政策の方向をさぐり、条例の骨格立てを行っているところであります。近く第3回目の会議を開催し、環境基本条例創案を提示することとしております。

次に、この条例の目的でございます。

町の環境施策につきましては、これまで河川、湖沼、海域の水質保全などの公害対策、厚岸湖、別寒辺牛湿原などの自然環境の保全、ごみの分別収集、廃棄などの廃棄物の適正処理、及び植林等による森林の整備保全の四つを大きな柱として、各分野ごとに施策を行ってまいりました。これら個々に行ってきた環境政策をトータルな政策として展開し、自然と調和した快適な環境のまちづくりを進めるため、環

境政策を体系化し、幅広く環境保全に関する理念や施策の方向性を定めることとして、環境基本条例を策定することとしたものであります。

次に、環境基本条例の概要についてでございますが、地域の環境保全、さらにはまた地球規模の環境保全の取り組みに当たっては、地域独自の規制、町民などに参加協働を促す効果的な普及啓発、推進体制の充実により、行政が今後ともさらに環境の保全と創造に関する施策を進めなければなりません。環境に優しい厚岸の実現に向け、すべてのものの参加と協働のもと、資源の循環と人と自然との共生を進め、環境への負荷の少ない持続的な発展のできる地域社会を実現すべく、環境保全に関する基本理念、町、事業者、町民等の責務、環境施策の基本的な事項を条例で明確にしていきたいと思いますと考えております。

次に、環境マネジメントシステムについてのお尋ねでございますが、このシステムの取り組みについては、平成11年10月から開始し、現在に至るまで2年を経過したところであります。

初めに、このシステムの効果についてでございますが、平成12年度においては42項目の環境目標を挙げ、その達成に向け運用を行ってまいりました。このうち、運用の結果として、数字であらわせるものとして電気使用料や各種燃料使用料などの削減活動につきましては、この運用を開始する前の平成10年度期月と比較して、約500万円の経費節減となって、全体的には環境への負荷の低減が図られているものと考えております。環境マネジメントシステムとは、それぞれの組織がマニュアルで定めたことをいかに忠実に実行したかを評価するもので、システム的にはこれが達成できればよいとされております。しかし、自治体が取得する意義、効果については、室崎議員ご案内のとおり、職員の意識改革や地域住民の環境配慮の取り組みへの波及という、企業などとは違う側面もあります。したがって、当町が取り組む目的として、環境負荷低減のみではなく、職員を育成していくことと住民の普及などという自治体としての責務があるわけでございます。そのような観点から見ますと、定量的にあらわせない効果として、これを具体的に評価することは難しい面もありますが、一つには、このシステム運用前における環境配慮の取り組みは、一部の職員によるものにとどまっていたましたが、運用を始めてからは大半の職員が環境に配慮する共通の認識を持ち、環境に関心を持ちながら日常の業務などを遂行しているものと考えております。

二つ目には、日常の業務に取り組む上で、このシステムの運用を通じて職場内での職員の連携が運用前に比べ、徐々にではありますが深まりを持ってきていると認識しております。しかしながら、その反面、課題も浮き彫りになっておるのも事実であります。環境配慮を率先して行うべき立場にある職員が、職場内だけでの取り組みにとどまるなど、このシステムに基づく日々の活動が定型化してきているため、いわゆるなれなどからくる問題意識の形骸化であります。一たん職場を離れると実行されていないなど、職員の取り組みの姿勢の問題が幾つか指摘されていることから、私といたしましては、今後このシステムの基本であります継続的改善の趣旨にのっとり、職員の意識改革のための手法の研究と、実効性の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、第3点目の町民の健康づくりについてお答えをいたします。

まず、今回計画策定に伴う意識調査が行われているが、ここから抽出された問題を反映してこの基本計画が策定されるべきと考えるが、いかがとのご質問であります。健康づくり厚岸計画の策定に当たっては、意識調査をゼロ歳から5歳までの子を持つ世帯と、19歳から64歳までの方を対象に抽出により実施し、管内、全道、全国と比較して、どのような状況にあるか分析作業を行っているところであります。従来の保健福祉の経験を生かした計画の骨子づくりと並行して進めておる科学的データに基づいて、厚岸町の課題を整理して、計画策定に反映すべき取り組みを行っておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

次に、この意識調査は毎年行うべきと考える、そのことにより、健康づくりの基本サイクル、計画実施評価のサイクルが機能するのではないかと。また、今後の計画についてのご質問ですが、今回の健康づくり計画は平成14年度から平成21年度までの8年間と考えていますが、大きくは中間地点で見直し評価をしてまいりますが、これから定めようとする健康づくりサイクルによる計画実施評価に基づき、毎年その実績評価は行ってまいりたいと考えます。

なお、ご質問の意識調査の毎年の実施のご提言ですが、現在のところ、基本的には中間地点での意識調査で考えているところであります。

次に、町民の健康づくりに関係しない課はないと思われるが、すべての課、部局を含んだ基本計画となっているのかというお尋ねでございますが、今回の健康づくりの計画をまとめるに当たり、町長部局4課、教育委員会、病院による庁内組織、

21世紀厚岸町健康づくり検討会議を設置して、骨子の検討を行ってまいりましたが、健康づくりはすべてのそれらに関係する施策であり、各課部局で進めている施策との整合性をとりながら、健康づくりを地域づくりとして進めていきたいと考えております。

最後に、各課、各部局はこの施策展開に当たりどのように連携するのかの尋ねでございますが、施策の展開に当たっては、厚岸町保健医療福祉総合サービス調整推進システムとしての調整推進会議を再編して、関係分野ごとに属している各課、部局の横との連携を特に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長
10 番

10番、室崎議員。

まず1点目から進めてまいります。

サンカクツブの被害の話なんですけど、失礼ですが、大変答弁に内容がない。要するに調査も何もしていない。答えようがない。したがって、サンカクツブというのは和名でこういうものだと。それは調べていないけれども、湖内全域にいつているようだと。それで、漁組ではキロ 200円でもってこれを買上げして、少しでも足しにして、今度は 300円にしようと思う。どうしてふえたかはわからない。どうやって捕獲していいのかもわからない。わからない、わからない、それで終わりですね、答弁が。町として厚岸町の基幹産業に暗雲を投げかけるこのような事態に対する取り組みとしては、甚だ不満足と言わねばなりません。水産課、現場見てますか。行ってきましたか、去年でも今年でも。漁組は生産団体ですよ、これは当然やっているでしょう。でも、漁組がやればよいという問題ではないでしょう、これは。厚岸町がカキ養殖センターですか、そういうものをこしらえて、そしてまずカキからということで、もちろんカキだけではない、この後いろいろな水産物についても発展のための基礎を町として支援していくという施策をとっていますよね。これ大変な施策です。その第一歩がカキで行われてきた。そして、成果が上がってきている。それだけじゃない、いろいろな支援もあるからでしょう。今の報道では、厚岸のカキというのは大ブランドになってきました。厚岸のカキというのは全国放送でどんどん出てきます。いや、厚岸の水産物の大半がカキだっていうわけでは決してないですよ。額でいったらまだまだ大きな額は幾らでもあるでしょう。ただ、イメージとしては厚岸のカキという、「厚岸の」というのがつかないと一流でないかのご

ときまでのブランド品としての名声を得つつある。これは厚岸町の水産業にとっては大きなイメージですよ。そういうふうにはほかの業種も全部なってくれば、これは大変ありがたいことです。そのようなときに、そのカキの養殖やあるいは非常に大きな漁家の収入源になっておりますところのアサリの養殖にこういう被害が出てきているんですよ。5年前というお話ですが、5年前ころから非常に目立ってきたようですね。ただ、人によりましては、もう10年も前からそういう被害はぽつぽつはあったんだという方もいらっしゃいます。特に神岩の方の藻場の近く、あちらの方がひどかったようです。それで、一時はあっちでつるすと、玉がすっかり浮いてしまう。全部カキの中が殻になって軽くなって、玉が浮き上がってしまうというような状況が出まして、あちらではちょっと危ないから入れられないということで、場所を変えるというような事態も数年前から起きたようです。ただ、現在、養殖がどんどん盛んになってきていますから、そして湖内は我々の目から見れば非常に広いところですけども、やはりそういう養殖をやっているということになりますと、そう広いところではありませんので、あそこだけやらないで置くということにもできないようで、現在はそちらにも入っているそうです。

それで、私はちょっとこの前行ってきたんですよ。これサンプルです。寒かったですよ。もう湖内半分ぐらいまで氷張っています。そういう中でもってちょっと氷を割り割り、中まで入ってみたんですが、これ後から見ていただければわかるんですが、丸い穴があいています。ちょうど貝柱のわきですね。このオオウヨウラク貝というのは現在アメリカでも非常に被害を出しているんだそうです。これは松島から輸出された種カキと一緒に入ったそうです。それで、向こうではジャパニーズオイスタードリル、日本から渡ってきたカキに穴をあける貝というふうには呼ばれているそうです。どういうシステムであけるかという、ちょっと本当のつけ焼き刃なんです、酸のようなものを出して、貝をやわくして、そして自分の持っているドリルのようなものでもって穴をあけて、中身を吸い出すという、そういうシステムのようなのです。ですから、貝にはきれいな丸い穴があきます。直系1ミリぐらいですかね。日にかざすとよくわかるんです。これが現在被害の出るところはもう人によっては全滅に近い状態にまでなる漁家もあるようです。それから、これはいわゆる今までの盤で行うのだけではなくて、今始めているシングルシードでも被害が出ているそうです。このシングルシードの場合には網状の袋といいますか、かごに

入れますね。そのかごにびっしりつくそうです。そして、揺られてやっばり貝はその外側の方にくっつきますから、そうすると、その網の目を通して穴をあけて食べてしまうんだそうです。それで、ほとんど去年、私のところは全滅に近い状態になって、今年は非常にその場所や方法を変えて何とかその被害を逃げたという方も私は現に話を聞いてまいりました。

こういうような情報が何で水産課の方にはきちんと入らないのかということなんですね。あるいは、入っているけれども、握りつぶしていたのか。今の少なくとも答弁では、何ら現状をきちんと自分のものとしてつかんでいるとは思えないんですよ。もう少し現場も知っていて、状況も知っていれば、きちんとした答弁ができるはずですよ。それにしても、町長に対してそういうことの資料を提供をできるはずですよ。大変そういう意味で不満足ですね。

どの地域にどの程度いるかというような調査も何にもされていないし、今の答弁の中では、この後どういうふうに調査をするというような計画あるいは見通しも示されていない。そういう予定はないんですか。

それから、これは何か言葉じりをとらえるようで、申しわけないんだけど、こういう養殖をやっている漁師の人たちは、決してこういう俗に言うサンカクツブが金になるから持ってくるわけではなくて、そういうものをもう一遍海に捨ててしまうと、それがどんどんふえますから、ですから少なくとも自分の何と言うんですか、装置というんですか、施設についたものを船に揚げたときには、それをまた海に戻すようなことは絶対しないで、全部その場でもって落として、陸へ上げるようにこれは皆今やっている。これは当然のことだというふうに言っていました。

それから、今後のこれも生態なんかについてのこういうものというのは、余り調べられてないんじゃないかと思うので、いろいろなものを調べてもはっきり出てこないんですが、この地域のこの厚岸の湖内を知り尽くしているような漁師の方たちは、サンカクツブは冬になるとみんな砂の中にもぐってしまうのか見えなくなるんだというふうにおっしゃっていました。それで、1カ月か2カ月前まで港町の埋立地のあの教会の裏の方ですね、あそこの船揚げにする何というんですか、滑りというんですか、木を斜めにこうずっと海岸のところに置いていますが、ああいうものにも随分ついてたという話を聞きまして、私今回ちょっと防寒具つけて、そういうところへ入って、砂の中まで手を突っ込んで、これ全部見てみたんですけども、

全然い wasn't でしたね。やっぱり冬になるとどうもどこかへ越冬に入ってしまうようです。それで、今回見たもうごく氷以上の氷のある中を何とか船で入りながら、浮き玉のところを引っかけて上げて見たんですが、小指の先のようなこういう小さいのがたくさんついていました。これは今ここにもあるんですけども、ちょうどフジツボがかちつつくようなつき方しないんですね。乗っかっているだけなんですよ。だから、ちょっと衝撃を与えるとぽろんと取れてしまうんですね。それで、一緒に行った方が1年そのまま持っていて見本にしてくれと言ったんですけども、そうもいきませんので、二、三、ちょっと穴のあいたのを持ってきたわけなんですけれども、これは割と大きなオオヨウラクですが、非常に小さなものがたくさんついている。おっかないですね。

それと、今回はそういうわけで私、余り見れなかったんですけども、皆さんに話を聞きますと、ウミホウズキですね、巻き貝の卵ですか、これが非常にそういうロープだとかそれからこのいわゆるカキそのものにだとかについているというんですね。二枚貝、カキ・アサリのように卵から一たんプランクトンになって泳ぎ出すということ、どうやら巻き貝はしないようです。小さな巻き貝の状態でウミホウズキの中から生まれてくるようです。ですから、それが湖内全域になったということは、非常に恐るべき勢いでふえているとしか言いようがないわけです。

その原因なんです、これは私が言うのではなくて、漁家の人たちが言うんですが、やはり結果において、養殖がどんどん進むことによって彼らのえさが豊富になったんじゃないかというんですね。やっぱり装置からは、脱落して落ちるカキの小さいのもたくさんありますから、そうすると、その下でもって口をあけているサンカクツブにとっては棚ぼた式にえさがふえていくというようなことで、ふえたのではなかろうかということなんです。それで、これは何もサンカクツブふやしたくてだれも養殖なんかしておりません。ただ、養殖とかこういうものは必ずやっぱり自然状態とは違うことをやっているわけですから、自然に対しては何らかの負荷をかけていますよね。そうすると、必ず副作用としていろいろなものが出てくると思うんです。それだけに、早目早目にそういう状況を的確に判断して、そしてその基礎データを示すなり方向を示すなりということ、これはやはり生産者の問題ではなくて、それを支援する町の施策の問題だと思うんですよ。そういう意味で、今回これについて何ら手が打たれていないかのごとき答弁が出てくるということは、私にとって

は大変不満であります。町長も、この点については同様の見解をお持ちだろうと思うので、この点についての今後どのように進めるかを含めまして、この問題の認識を新たにしていきたい。

次に、2点目です。

環境基本条例についてであります。私のちょっと聞き方が悪くて申しわけなかったんですが、同じところでくくってISOの14001を挙げたのは、これは全く別個のものと考えていなかったためでありまして、こういうようなところから出てきた問題点はすべて環境基本条例の中に反映されていくというふうに、頭から考えていたものですから、そここのところの一文が抜けてしまいまして、大変申しわけないんですが、質問の趣旨といいますか、意識としてはそういう意味なので、この点は謝りながらよろしくお願ひしたいんです。

それでお聞きするんですが、環境基本条例をどういうふうにつくっていくかというまず技術的な話といいますか、形式的な話から入りますが、各地の道内幾つかの市のちょっと私がぱらぱらと見たので、北見、函館、釧路、札幌などというような市の環境基本条例も見てみました。大体似たかよったかの形をとっていますね。前文でまず我が町は、この場合市ですが、こんなにいいところなんだと。ただ、このごろいろいろな状況でもってその環境についてもいろいろな変化が出ているので、ここできちんとした施策をしなければならぬと。そして、最終的には地球環境の保全にも寄与しなければならぬというような式の前文がありまして、その次に保全に対する基本施策、それから地球環境保全のための推進のための施策、これは大体1条ぐらいの小さなものですが、そしてあとは審議会とか保全協議会とかそういうような話があつて終わると。こういう書き方です。ですから、環境に関する基本的なものから、ある程度の施策まで一緒にしているんですね。これに対してちょっとおもしろかったのは、屋久島の屋久町というここは屋久島の自然が世界遺産に登録されるというようなところなものですから、非常に一生懸命やっているようですが、ここは環境基本条例というのは、非常に理念的な部分を中心に書かれていて、条文も非常に少ないんです。そして、その下に水と緑のふるさと環境条例というのを、いわばその上位の理念の条例の下にある程度具体的なことをやる施策条例を置きまして、そこでいろいろな規制をすとか、あるいは保全対策はすとかいう具体的な書き方をしているんですよ。厚岸町としては、どういう形式を考えてい

らっしゃるのか、その点をまずお聞きします。

それから、目的とかの概要、ある程度につきましては、今お聞きしましたので、そのような形で進めていただくんだということがわかりました。それで、ISOの14001でいろいろな課題が出てきていることも、こういう基本条例の中には当然参考になるであろうと。また、厚岸町の場合には非常に確たる環境施策を次から次とやってきましたですよ。今4本の柱にまとめておっしゃっていましたよね。それで、そういうようなものが当然全部盛り込まれていくと思うので、例えばゼロミッション計画というようなものについては、国連大学が提唱する以前から厚岸町ではエコタウン構想とかいうような形でもってどんどん進んでおりましたが、そここのころで出てきたいろいろな問題も盛り込んでいくのであろうと思うんです。そういう少なくともこの問題は、きちんと盛り込まなければならないというふうに現在くみ上げられているものがお示しできる範囲で結構ですから、ありましたら、そういうものもお示しをいただきたいと。

それから次に、このISO 14001の認定を受けて、今後の課題としてどの部分が明確になってきたか。これは当然こういうふうによくいったという評価を含むわけですけども、今お話伺っていて大変心強かったのは、職員の意識それから職場の連携、そういうものについて効果が上がってきていると。それから、数字であらわされるものとしては、例えば電気代だとか燃料費の500万削減になったというような形で言えるけれども、それより大事なのは、こういう意識であり、その連携をやっていくというような問題なんだというふうに町長の御答弁がありまして、非常に何が問題なのかということを確認に理事者がつかんでいらっしゃるという気がいたしまして、私は大変心強かった。

それで、しり馬に乗るわけではないんですけども、あえて一、二指摘をさせていただきますと、やはりみずからを省みていただきたい。それは隗より始めよという言葉がございますが、このISOの14001の認定を道内で最初に受けた厚岸町は、単にその認定を受けることが目的でもなければ、庁内でこういうその経費の削減するだけが目的でもない。結局最終的には同じ意識を職員みんなが共有し、そこから始まって町民全体が同じ意識を共有することができる、そういうシステムだから取ったんだ。一言で言えばそういうことだと思えます。そういう意味で、これはまずその模範となるべき町の町長を初めとする職員の皆さんを含めて、その意識につ

いてはみずからを省みていただきたいんですが、例えば公用車のときには何て言いましたっけ、とまったままエンジンを吹かすというようなことは一切しないけれども、自家用車の場合はどうなのか。自分が日曜日や休日のときに出ていくときにも、やはり同じような意識でいれるのかどうか。あるいは、ISOのあの宣言の中にも入っておりますが、厚岸町は非常に珍しい町として合成洗剤を駆逐して、石けんを使っていきましょうとあって、町の施設の中ではそれがほぼ100%実施されておりますね。それが果たして自分の家庭に入ったときどうなのか。そういうことについてもやはりきちんとした意識を持って進めていただきたいんです。これは一例に過ぎません。すべてにわたってなんです。その意識改革ができなければ、ちょうど自分がたばこを吹かしながら、自分の子どもに、おいたばこやめろよと言ったって、うちの息子は父さんの言うことを聞いてくれませんよね。それと同じことなわけですよ。隗より始めよとはまさにこのことですね。何か中国の昔の王様が、有名なその哲学者にこの私の国の国民に道徳を守らせるためにどうしたらいいだろうと言ったときに、隗というのはその王様だったそうですが、その答える偉い先生は、あなたから始めなさい。で、隗より始めよという言葉ができたんだそうですが、まさにこういうものについてはそういうことが言えるのではなかろうかと思われまので、その点について町長のお考えをお示しいただければ、大変ありがたいわけです。

それから、3点目につきましては、この前この厚岸版の骨子が厚文で示されました。厚生文教常任委員会で示されました。そこでもある程度の議論になりましたことについてまとめるような形で今回一般質問やらせていただいているわけですが、まず第1に、今回非常にある意味で時間的な制約もあったようで、その通常行われる手順とはちょっと変わったのではないかというふうに私は理解していますけれども、厚岸版というものがつくられるときに、並行して行われたこの調査が、その厚岸版計画をつくるに当たってまず利用されたというのではなくて、並行的に行われているという意味で、ちょっと変則だなという気はするんですよ。それだけに、もちろんこの計画が的を外れているなんていうふうには思っておりません。それで、恐らくこの計画のために行われました意識調査の分析結果ともほぼ一致するのではないかと、私は分析結果の方の簡単な分析は、このとき資料として出していただきました。見ながら思っておりますが、やはりこういう調査を行って問題点がこういうふうに出てきたことが裏打ちされているんだということがなければ、説得力には

弱いですね。いや、もう私たち担当者はずっとそういう実務を行ってきて、その中で問題点を見ておるんです。だから、こういう計画の問題点として吹かしてきましたということは当然だし、それで大体間違いないというふうには思うんですが、やはりせっかく生まれた意識調査ですから、これが分析されてきちんと裏打ちに使われているべきだというふうに思われますので、そのあたりの今後の進め方について具体的にお聞かせをいただきたい。

それから、今この意識調査というようなものは、8年間の計画の中間地点でもう1回やればいいんだというふうに考えているというふうに御答弁があったんですが、これは私としてはいただけません。この計画の中で、非常にきちんと書かれているんですよ。健康づくりの基本サイクル、計画実施評価、英語でニーズ、プラン、ドゥー、シー、それから何ですかフィードバック、サイクルと、ここに書いているんですね。それで、健康の問題点を探す、問題点の解消計画をつくる。地域に合った健康づくり方策を実践する。評価する。そして、もう一度もとに戻る、再点検。こういうものを繰り返していかなければならないんですということが非常に明確に書かれておると。これは私も大変なことだと思って、実に見事だなと思っております。そうしたときには、この計画をつくるに当たって少なくともその計画の裏打ちとなるこの調査と同じものが毎年繰り返されることによって、まさにこの答えが変わってくるわけですよ。その変わってき方がこっちの意図したとおりになるか、全く逆の方向に行くかを見ていくことによって、ああ、ここの部分がまだ弱いんだとか、ああ、ここの部分はうまくいったなということがわかるわけですし、評価以後の別の調査をその都度やっていたのでは、対処ができないわけですよ。それで、これは非常に意識調査としてもよく網羅されていると思うんです。もちろんまだまだ足りないからここ附加するというのは大いに結構ですが、こういう同じものを毎年行っていくということが、非常にこういう計画を実践していくときには大事なことだと思うんです。ですから、せっかくこれだけのものがあるわけですから、どうか、言葉は悪いんですが、出し惜しみをなさらないで進めていただきたいんですよ。それで、これが行われるということが、今後ほかの事業が何にもできなくなるほどの大事業ではないと思われますので、ぜひ毎年これを行うというふうにしていただきたいと、そのように思うんですけれども、いかがでしょう。

それから、町民の健康づくりに関係しない課はないと思われるが、すべての課、

部局を含んだ計画になっているか。何とか会議というものがつくられます。いわゆるこういう大きなことをやるときには、1課1係が全部をつくって、はい皆さんと言ったら、これはできませんので、いろいろな関連の部局の課長さんやあるいは教育委員会の方ではどなたが入るのか知らぬけれども、そういうようなところが入って練っていきますよね。そのときに、全部の課長さん、全部の部局の方が入っていないからけしからぬと言っている意味で私は言っているのではないんです。その点は誤解なきようにお願いします。ただ、でき上がったその計画、あるいは施策展開、そのときには関係するものは全部入ってこなければならぬんじゃないかということなんです。ところが、えてして今までのいろいろな施策というのは、よくも悪くもこの縦割りになっていますよね。だから、水道課はやはり水道のことに関してはプロですよ。しか、税務の計算に関しては税務課のプロにはかなわないですよ。そういうふうにそれぞれが自分の部署でのプロという意識がありますから、それが悪く出ると縦割りの弊害ということになってしまうわけです。ところが、健康づくりというようなことになると、これが全部絡んできますので、やはり健康づくりは福祉課健康づくり係に任しておけばいいんだというようなことにはならないですよ。そのために全部の課が参加、施策展開の上で参加するという計画になる必要があるのではなかろうかと、このように思います。これに対する当然反論があると思います。それでは、10カ年総合計画と同じじゃないかと。これは10カ年総合計画という大きな計画の傘下の中に入る個別計画だと、それがそんなに大きくなったのではおかしいじゃないかと、こういう声は当然あると思うんです。ただ、私は、そこでやはり頭を切りかえていく必要があるのではないかと。こういう総合的な町民の健康づくりというような大きなものをとらえた施策になりますと、実は10カ年総合計画を健康という視点から光を当てているというような大きなものだというふうに考えるべきではないかと、このように考えているんです。

それで、施策展開のときに例えばですよ、これは今これから言うのはそこがどうこうという意味では絶対ないですから、単なる例え話として聞いてくださいよ。水道課長、決してびっくりしないでくださいね。

水道課がいい水をつくる。これはまさに人の命、健康にもろに関与しています。だから、今までもちゃんとやっているわけです。今回計画づくりの中に入れるとなれば、当然そんなものは今改めて言わなければならぬということに

なると思いますよね。ただ、私が考えるのは、そういうものもこの計画の中には全部書き込んでいくべきではないかと思うんですよ。そして、いわばA、B、Cの何ていうんですかジャンルをつくりまして、一つの考えですよ、Aというのは既にその担当課が行っているというものです。しかし、この計画の町民の健康づくりという点ではなくてはならないものである。しかし、こんな計画ができる以前から既に行われているもの、これがAだとしますね。Bというのは、既にもうこういう計画とは関係なくといいますか、とは別個にその施策として検討され、今行われようとしているもの、これがBとします。Cというのは、こういう形で総合的な計画をつくったときに、ああ、ここに問題点があるなということがわかって、これによって検討し、行っていこうとするものというふうに大体三つに分けて、そしてそれぞれ全部この健康づくりのためには必要な施策なんだとして、計画書には載せていくべきでないのか。そうすると、全部の課の全部の施策が、健康づくりという視点からいわば再評価されますよね。これはこの後一般質問にも出てくると思うんですが、ごく簡単にできる政策評価の一環ではないかという気もするんですよ。そういうような形の健康づくり計画としてつくり上げていくことが非常に大事ではなからうか。そのときに、いやいや、これはもうこの課ではやっているんだからということで落としてしまいますと、それは健康づくりに関係があるのかなのか、大事なものなのかそうでないのかがわかりませんね。それではせっかくこういうものをつくり上げていくときに、もったいないという気がいたしますので、その点いかがお考えでしょうか。

それから、最後になりましたが、施策展開についてどのように連携するのかという話であります。

これは骨子を見せていただいたときに、現段階ではということだとは思いますが、けれども、それぞれの部局が直接町民に対して働きかける施策展開としてこういうことをしようと思っているという範囲にとどまっているんです。これも単なる思いつきですから、びっくりしないで担当の方、聞いてほしいんですが、例えば町立病院というのがありますね。あそこは物すごい技術集団なんですよ。特殊技能と特殊知識をたっぷり持っている人たちの集団なんです。町立病院が直接町民に働きかけるこの健康づくり施策というのも幾つもあります。そういうものがここにも書かれていますね。と同時に、例えば福祉課がこんなことをやろうと思うときに、町立

病院がいろいろと助言をしてくれることで非常にやりやすくなるわけですね。そういう形での連携というのがあるわけですよ。それが町立病院は直接町民に働きかけているわけじゃないんだけど、福祉課との連携によって施策は非常に密になるし、いいものになる。これは福祉課に限らずほかの課でもいろいろな関係で出てくると思う。そういう意味での連携というものをきちんととるんだぞということを、やはりこの計画の中で盛り込んでいく必要がある。そういう点での問題点の洗い出しもやるべきだと思う。この点についてはいかがでしょうか。

以上が2回目の質問でございます。

議 長
町 長

町長。

室崎議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、サンカクツブによる被害の問題であります。

ただいまご指摘がございましたとおり、そういう大きな被害が出ているときに、答弁が不十分だというおしかりをいただきました。しかし、現実、具体的な対策については漁組においても言い出せない状況であります。サンカクツブの増大する原因についても明らかにはなっておらないわけであります。しかしながら、私のもとに資料がございますが、実際サンカクツブもふえております。例えば平成12年度は818キログラム上がっております。平成13年には1,132キログラム、これは漁組のカキ・アサリ班が買い取った数量であります。お話しございましたとおり、厚岸のカキは厚岸ブランドであります。極めて全国的にも高い評価を得ておりますわけあります。そういう意味におきましては、カキ生産者が挙げて取り組んでいかなければならない大きな課題でもございます。そういう意味におきましても、今後漁組と連携を密にしながら、厚岸町といたしましても積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えます。

続きまして、厚岸町の環境基本条例のことでございます。

今後どのように考えるているのかというお話でございます。この問題については、今後さまざまなステージで議論をいただくことに相なるわけでもございます。しかし、現時点では、次のようなことを考えております。

何といたしましても、厚岸町は水産業と酪農を中心とした町であります。これらの事業活動によりまして、先ほどサンカクツブとは直接には関係ございませんけれども、環境汚染を防止し、厚岸の生活産業生産の基盤となる豊かな自然環境の保全を

図ることがまず大事だと認識をいたしております。環境と調和した産業の促進を第一義的に考えております。また、厚岸町は湾と湖とが隣接する全国的にも類のない好条件にある水辺を中心に開かれた町でありますことから、お話しございましたとおり、水道水源の保全も含めて、河川上流域から適正に水循環の確保を上げてまいりたいと考えております。

さらには、第1回目の答弁をいたしておりますけれども、これからの地域の環境保全、さらには地球規模の環境保全に取り組むに当たっては、地域独自の姿勢、町民などに参加協働を促す効果的な普及啓発、推進体制の技術により、行政が今後ともさらに環境の保全と創造に関する施策を進めなければならないと考えております。中でも特に体験を重視した環境学習の機会の提供、環境教育に関する人材の育成などを行うことにより、個々人が環境に対する責任と役割を理解し、そこから生まれる意識の展開から、環境に関心を持ち、活動に参加する態度や問題解決能力を養うことを通じて、日常生活や事業活動の中で自発的な積極的に環境保全活動を実践していくことが必要と考えます。そういう機運を盛り上げることも条例の趣旨と考えております。

またさらに、今後とも厳しい財政運営に伴い、投資力の減退が予想されるため、重点的かつ着実に事業を推進するには、事業等の実施に当たって、環境保全上の効果について適切な評価を行うことも必要でなかろうかと、このように考えておるわけであります。

続きまして、ISO 14001の環境マネジメントマニュアルの件でございます。

申すまでもなく、私は室崎議員の言うとおりと考えております。しかし、私から申すまでもなく、既に平成12年厚岸町訓令第51号、その後改正されまして5次改定が平成12年9月1日に行われております環境方針であります。各課、各室、すべてに掲示してあります。これをいかに守り、実行するかにかかっております。あえて私がお読みをいたします。

まず、基本方針であります。職員一人一人が率先して、環境影響に配慮した行動をするとともに、環境保全活動の目的及び目標を定め、その実現に向けたプログラムを実行し、見直しながら継続的改善と汚染の予防を行い、環境に配慮した行政の推進に努めます。記されております。その中の⑤、職員一人一人の一層の意識改革の徹底を図り、事務の効率化とむだを排除し、それで言われましたとおり、町民の

模範となるよう取り組んでいただきたい。全くそのとおりであります。これを頑張
って実行していただきたい、そのように私も考えております。

続きまして、健康づくりの件であります。

これについては、担当の課長から答弁させたいと思います。

議 長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

私の方から答弁させていただきたいと思いますが、健康づくり計画をつ
くるに当たりまして、実際的な実態調査というかそこから始まるのが基本だとい
うに私も思っております。ただ、あみか21ができて、私ども今年度の中で何
か健康づくりの厚岸町の計画をたたき上げようというふうに考えております。そ
ういう中において、国における健康日本21なり「健やか親子21」の指針が出てま
いました。それを取り組まなければ、実態調査として、せっかくだとつくわけ
でございますから、そこも取り込んだ中での実態調査にしたかったということで、
この実態調査がおくれたという経緯がございました。そういう過程の中で、並
行的作業に入ってしまったというふうに考えております。ただ、この実態調査
で出てまいりますいろいろな問題点、課題点を洗い出しまして、今持っている
各課、各部局で持っている既存データもありますので、それらを足しまして、
それらの状況等を分析してまいりたい。そして、何とか今年度中にこの計
画をまとめ上げたいというのが私どもの考えであります。ですから、この
当然科学的データに基づく裏打ちされたデータに基づいたものでつくり
上げるべく、今洗い直し作業をやっている最中ですので、いずれにいたしま
しても、何とか年度内中に仕上げたいということで取り組んでいるのが実態
であります。管内的にはそこまで取り組んでいる町はまだないというふう
に聞いておりまして、厚岸が一番先を走っているんですけども、我々とし
ては、何とか年度内ということで考えております。若干おくれるかもしれ
ませんが、そういう気持ちだけは察していただきたいと思っております。

それと、意識調査の関係でございますけれども、言われるとおり、時系列
的なデータというのは必要だというふうに非常に私どもも思っております。
それがこれからのいろいろな健康づくりの基本になってくるだろうとい
うふうに思いますけれども、ただ、毎年ちょっと我々としては最低でも
大きくは中間時点で見直しをしますが、その時系列的な統計のとり方
を言われる部分を含めましてご提言として受けとめさせていただき
たい。我々としては、その努力はしていきたいと思っております。

けれども、ただ、その期間的に短くしたいと思いますが。1年、1年とれるかどうかということについて、もう少し健康づくり計画をまずつくって、まずつくり上げてからでないと、その結論を今からちょっと言うのが私としては自信がないものですから、もうしばらく検討させていただきたいというふうに思います。ただ、時系列的データをとるとということについては、私ども非常に必要というふうに考えておりますので、その理解はしております。

それと、健康づくりの計画の観点でございますけれども、いずれにいたしましても、今委員会、ほかの町民の方々の入っている委員会、厚文の中のご意見がいただきました。ですから、健康づくりという考え方でございますけれども、当然生まれてから亡くなるまで、すべての世代にかかわるといことがございますから、そういう部分での各課、各担当のかかわりは出てくるというふうに思っております。ですから、それらのものも今事務局の中で整理をしている最中でございますので、その辺のことを健康づくりという観点の中から、当然施策展開という全庁的な地域づくりというふうに考えておりますので、そういうつくりを今している最中でありまして、どこまで質問者の意に添えるかどうかわかりませんが、我々の考え方としてはそういうふうに努めておりますので、これについてはご理解を願いたいと思います。

それと、連携についてでございますけれども、これは今示した中でまだまだ本当の骨子的なものでありまして、具体的な中までまだ入っていないのも実態であります。連携についての部分については、やはり基本計画の中できちんと文言で位置づけなきゃいけないだろうというふうに今考えておりますので、これも整理した中で年明けになりますけれども、そういう意味で議論いただく場があるかというふうに思いますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

議 長

10番、室崎議員。

10番

時間もたっていますので、簡単にやります。

一番最初のサンカクツブの問題については、大変重要な問題だということの町長の認識をはっきり示したいただいたということで、これについては言ってよかったなというふうに思っております。

それで、今後の問題といたしまして、現在まだ実態調査が何も行われていないということなので、早急にやはり現在湖内全域であろうというのは、これは漁業者か

らの話を聞いた範囲だけですよね。やはりきちんとした調査、少なくともまず分布域調査ですね、そういうものが行われるべきだと思うんですよ。それから、確かに生態だかという点でわからないところがたくさんあって、ヒトデですとスターモップというものでざあっと履くという引っかかってくるんですけども、貝ですからそういうこともできない、非常にやっかいだと思います。それは全くそのとおりだと思います。それで、これといった効果抜群の対策があるんならとうにやっていますよね。それが無いのもよくわかっています。ただ、やはり町としては実態調査、情報の収集、それからどのような対策をとったらいいのかということの調査研究、そういうことについては十分に行っていただきたい、せめて早急に行っていただきたいんです。そういう点についての町長のご見解を示していただきたいと。

それから、環境基本条例についてはわかりましたので、どうぞ進めていただきたいということを申し上げておきます。

それから、3点目の健康日本21・厚岸版についてですが、私の継続調査については提言として受けとめさせていただくという今御答弁がありました。決してくるくとまとめてごみ箱に捨てるようなことはしないでください。よろしく願います。

それで、町長に特に最後に締めとしてお聞きしたいんですが、この計画はちょっと今までのいろいろなものとまた少し変わっている部分がありまして、今までだというとやはりある部門、ある部門にまとめられるものが多いんですよ、施策で行われる何とか計画というものが。ただ、これは町民の健康づくりそのもの、そしてそれはバックグラウンドとして健全な地域をつくらなければ、町民の健康づくりというものはできないという認識をはっきりと示している、その意味では道や国の行っている健康日本21と言われるものよりも大きいんですよ、発想としてね。それで、そういうものだけに全部の課が絡んでくるんだという認識をやはり町長の方から明言していただきたい。これはやはり担当課長が幾ら言ってもなかなか難しい部分があるんじゃないかと。

それともう一つ、その連携についても同様であるということについては、やはり町長の基本認識をこの場でお聞きしておきたいと、そのように思います。

以上が3回目の質問であります。

議長 町長。

町長 第1点目のサンカクツブのことですが、先ほどご答弁申し上げたとおり、町といたしましても、漁組と連携を密にしながら、さらに積極的に取り組んでまいります。何といたしても基幹産業を守っていかなければなりません。それが行政の役目と痛感いたす次第でございます。

それから、第2点目の健康づくりのことですが、そのとおりでございます。私は、健康づくりは地域づくりと考えております。そのためには、全課挙げて取り組む問題であると同時に、町民挙げて取り組んでいく課題でもある、そのように思っておりますので、全くそのとおりでございます。

議長 以上で室崎議員の一般質問を終わります。

次に、16番、音喜多議員の一般質問を行います。

16番、音喜多議員。

16番 第4回定例会に当たり、さきに通告しております質問通告書に従い、3点についてお伺いしてまいります。

まず1点目は、行政評価システムについてであります。

さきに答申し、議会にもお示しいただきました厚岸町財政運営基本方針の中に、この行政評価システムの導入が明記されております。その答申書の内容の中には、重要な位置づけが示されているやに思います。この行政評価システムがどのような手法のシステムなのか、そのシナリオはどこまででき上がっているのか、そのプロセスをお示しいただきたいというふうに存じます。

次に、矢臼別演習場におけるアメリカ海兵隊の演習問題についてでございます。

アメリカ海兵隊が矢臼別でという話は、5年前の12月でこの寒い時期に降った話でございます。沖縄の痛みからホットな論争にもなりました。本土5カ所の持ち回りで矢臼別では連続4年、5年目の今年は約束どおり休まれましたが、この間、情勢はアフガニスタン問題やアメリカ海兵隊はもとより、日本の軍事関連の法律すら変わってしまいました。新年度における状況はどのように把握されているのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

演習の時期は別にしても、演習をするということであれば、町長は多くの農家や町民が不安を抱いている夜間の演習の中止や、そしてなし崩し的に行われつつある個別の外出についての禁止、その徹底を申し入れるべきだと思っておりますが、その対応をお伺いする次第でございます。

次に3点目、学校の週5日制についてでお伺いしてまいります。

過去にもこの件についてお伺いしておりますが、いよいよもう実施の段階に近づいております。既に実施に当たってのシナリオができていますものと思いますが、土日2日間にわたる休みの中で、学校の指導とともに、学校外の保護や特に父兄や自治体の責任は大きいものが出てくるであろうと思います。学校と施設を含め、休日中の指導的、具体的施策はどのようにお考えか、お示しいただきたいというふうに思います。

特に夫婦共稼ぎで兄弟だけで日中るすをしている子供たちも少なくはありません。その状況をどの程度把握し、家庭との連携をできているものか、その実情をお示しいただきたいというふうに思います。

教育関係者にしてみれば、この問題を軌道に乗せるまでは手を尽くしていかねなければならない問題だというふうに存じますが、行政的には児童館の活用方法はどのようにこの対応をしていこうとお考えなのか、お示しいただきたいというふうに思います。

教育委員会を拠点に、町が教育関係者を含め完全2日休日体制が軌道に乗るまでは手を尽くし、後悔の起こらない体制をつくっていかねなければならないものと思います。これらのソフト的な施策についてお伺い申し上げます。

1点目の質問を終わらせていただきます。よろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

議 長
町 長

町長。

16番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

第1点目の厚岸版行政評価システムの手法、導入時期等のその実情についてのお尋ねでございますが、本町の行政評価システムについては、平成12年度に担当者を配置し、検討を進めてきております。これまでさまざまな自治体のシステムを参考に、行政評価導入検討委員会を設置し、評価システムの目的を住民満足度の向上とし、差し当たっては現在の満足度や行政への関与の意識を調査することとしております。しかし、一方では、地方分権に対応するため、まず職員の政策形成能力の向上とその体制づくりが急務とされており、過日議長あてに報告をさせていただきました行革大綱実施計画の実績報告評価調書を例とした評価の取り組みを実施しております。

さらには、明年度の予算編成に当たっては、事務事業別予算を取り組み、各課、係がそれぞれ所管している事務事業について、その必要性や財源をみずから考えることでコスト意識を向上させる大きな効果が発揮できるものと考えておりますし、加えて、これまで以上に予算の透明化が図られるものと考えております。これらはまだ試行段階を脱しておりませんが、これらを一つの踏み台として政策形成手続や意思決定のプロセスへの結びつけ、行政評価の合理化を目指し、さらなる検討をしてまいりたいと考えております。

次に、矢臼別演習場についてであります。まず米海兵隊による新年度演習はどのようなのかというお尋ねでございます。米海兵隊の来年度の訓練日程は、現在のところ未定であると同っており、矢臼別演習場における訓練が実施されるかどうかについても含めて検討中のものであります。いずれにいたしましても、訓練に関する情報はできるだけ早く周知されるよう要請をいたしております。

また、夜間の実弾射撃訓練につきましては、地域住民の就寝の妨げになるので行わないよう、北海道副知事を座長とする矢臼別演習場関係機関連絡会議において、4町の町長の連名によって要請を行ってきており、今後もこの要請を続けてまいりたいと考えております。

個別の外出につきましては、米兵の人権は尊重されなければなりません。滞在中における規律の維持について、万全を期すことにつきましても要請をしてきており、今後も機会あるごとに要請してまいりたいと存じます。

次に、ご質問の学校週5日制についてのうち、町長部局が所管する児童館の土曜開館利用状況と、実施に伴う対応についてお答えを申し上げます。その他は、教育委員会所管となりますので、教育長より答弁があります。

児童館の土曜開館利用状況と実施に伴う対応は、児童館については、友遊児童館、子夢希児童館とも開館当初から祝祭日を除きすべての土曜日を開館して、運営を行っております。今後も土曜日開館につきましては、施設の運営方針として変更する考えはありません。なお、平成13年4月から11月までの実績では、友遊児童館が行事実施以外での土曜日開館26日中10人以下の利用が6日あり、1日平均では10.7人となっております。子夢希児童館については、行事実施以外での土曜開館27日中10人以下の利用が1日で、1日平均34.6人となっております。

以上でございます。

議 長
教 育 長

教育長。

教育委員会の方から、第3点、学校週5日制についてのご質問にお答えいたします。

平成14年度から小学校、中学校、高等学校等において、毎週土曜日を休みとする完全学校週5日制が実施されます。この学校週5日制の意義は、子供たちがみずから学ぶ意欲を持ち、みずから考え、判断し、行動できる力をつけていくために、学校だけでなく家庭や地域社会における生活時間の比重を高め、生活経験の充実を図ろうとするところにあります。ご質問の公的施設の開放予定についてであります。現在第2、第4土曜日の児童生徒の休日対応として、各小中学校の施設及びBアンドG海洋センターや温水プール等の社会体育施設を開放しており、また海事記念館、郷土館、太田屯田開拓記念館への児童生徒無料入館をさせております。来年4月から実施される完全学校週5日制に対応して、これを全土曜日に拡大し、これまでと同じ方針をもって、可能な限り、各施設を開放してまいりたいと考えております。

さらに、情報館では、新たに毎週土曜日に絵本の読み聞かせと紙芝居を行うとともに、第4土曜日には子供パソコン講習会を計画いたしております。小中学校施設の管理、監視、指導につきましては、既に定めております学校週5日制に係る厚岸町立小学校及び中学校の校舎等特別開放事業実施要綱に基づき、管理指導員により対応してまいりたいと考えております。

また、社会教育施設等の管理、監視につきましては、各施設の職員がその任に当たりますが、指導については厚岸町体育協会や体育指導委員等にも協力を要請していきたいと考えております。

次に、共稼ぎ等による保護者留守家庭の現状につきましてであります。各小中学校での母親の就業状況調査によりますと、自営業を含め、町内全体で終日勤務者が約40%、パート勤務者が26%となっており、おおむね半分程度の家庭において放課後に両親が留守になっていると推定されますが、土曜、日曜については週休2日制の進展に伴い、両親とも留守となる家庭は少ないものと推察されます。

完全学校週5日制に伴う対応についてであります。各学校においては、児童生徒が自主的、主体的に学習や生活を行うことができるよう、生徒指導を進めており、その際に、自由時間の過ごし方について日ごろから考えさせるように取り組んでおります。児童生徒が増加する休日を有意義に過ごせるために、さきに述べた施設開

放等による場所の提供を行う一方、社会教育諸団体などと連携を密にし、児童生徒に関係する各種行事の拡大と、各団体の活動の支援を強めてまいります。また、町内で開催される文化、体育行事などや各施設の利用方法などをまとめて情報提供を行い、子供たちの積極的な参加活用を促してまいりたいと考えております。

非行防止につきましては、育成センターの機能を発揮させながら、各関係機関や団体との連携により、町内の巡視指導を行ってまいります。また、家庭内及び地域の方々とのコミュニケーションを深めるための一環として、今後あいさつ運動を広く展開するよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議 長

16番、音喜多議員。

16番

まず、2回目の質問をさせていただきますが、先ほど町長もおっしゃってありましたよりも既に3カ年の実施計画をローリングされたやなお話をしておりました。そうなりますと、予算を含め大筋、明年の柱が固まり、それにお金をつけて、できるものとできないものというようなお話でございました。当然大筋が決まっているんだろうというふうに思います。今、私も聞いている部分についてはすべて明年にかかわる部分が大きいわけですし、それらについてぜひその見解も含めてお話ししていただきたいなというふうに思います。

まず、1点目の行政評価システムでございますけれども、これは内部の方では既に昨年より検討されているやに、ただいまの報告ではそのようにお話ししてございました。私どもに対してというか、このシステムなるものは外に向けてあるいは内に向けて、いろいろやり方は各自治体でそれぞれあるやに思います。今、厚岸町の場合は、まず初めにいわゆる内部の職員を含めて各課の業務量と、そのことによって予算のつけ方、そのことがいわゆる町民にはね返ってきますよというような手法をとろうとしているやなお話でございましたね。これその評価システムというか、行政評価システム、いろいろやり方あるようです。私もそのままことしの春、総務の所管調査で道内を視察させていただいたときに、いろいろなところのそういったものに関心を持ちながら見ていますと、いわゆるその事業に対しての評価、いわゆる外の仕事を含めて、今厚岸町の場合はいわゆる中の職員というか、役場の中のその事業、そのことがお金とどう結びついて、どれだけの成績を上げたのかと、平たく言えばですよ。そのことによって町民に従前からかかっていたものから見ると、

これだけコストを下げてというか、そしてこれなりの仕事の成果がありましたと。平たく言えばそういう言い方で評価していくんだろうというふうに思うのであります。

今回出されている厚岸町財政運営基本方針の中に、あたかもそのことがいわゆる評価システム、行政評価システムによって、これをクリアするがごとく受けとめられる、この緊急財政が不足のときにどう調和、力というか、そのやり方、仕方にどのような着目を持っているかということがその行政システムを導入してとか、いろいろな分野で検討して、それは中身を熟知して検討してということなんでしょう、恐らく。そういうことでこの財政難を乗り越えていきたいということがありありと私にはうかがえるわけですが、そういうことになると、今その財政基本方針が非常に切羽詰まって16年に9億足りなくなると。そのあれにはそれに対応するためにはその行政システムを手法を取り入れて改善していくということになれば、そのウェイトは非常に大きいものがあるというふうに私は感じるわけですし、そこまでできる完結したシステムなのかなというふうに思ったものですから、お尋ねしている。しかしながら、今の状況ではその財政運営基本方針の中にもありました。これからもまだまだ改善の余地がというような言い方でありましたが、これを今回のいわゆる緊急財政運営、厚岸町の財政運営基本方針にどのように取り入れようとしているか、その一部が今言われたんですが、改めて具体的にそのことをちょっとお尋ねしたいなど。私は、できたのかできていないのか、あるいはその過程なのかということ、そしてなおかつその中にそういうことが網羅されているということは、ある程度道筋ができたんだなというふうに理解させていただいているものですから、再度その辺のところがお話しいただければというふうに思います。

それから、2点目に、矢臼別のアメリカ海兵隊の問題でございます。

既にさきの道議会で知事は、夜間の演習については、地域住民の意向をくんで要請をしていくということを新聞等では書かれてございます。今の報告では、町長も一緒に関係の自治体としてそのことを知事にお話しし、あるいは知事と一緒に防衛庁の方にそういう意向を持ってお出かけというか、要請してきたのかどうなのか。あるいはこれから要請しようとしているのか、その辺再度お伺いしておきたいと思っております。ぜひその点に関しては、こうして連続4年間続けてきまして、なし崩し的にもうあきらめの気分が町の中では聞こえるわけですが、決して私どもは、

私は好まざるものであるというふうにも思っております。ましてや、先ほど申し上げました隊員のいわゆるひとり歩きがなし崩し的にだんだん、我が町ではそういった特別なことは聞きませんが、地元の町ではいろいろとお聞きします。そんなことでは、時間の経過とともにそういうなれの体制をつくってくるのかなというふうに思います。しかしながら、それでは何かあった場合とか、あるいは沖縄の二の舞にならないようにしかとこれはくぎを打っておくべきだなというふうに私は思うんですが、その点再度お尋ねしたいと思います。

次に、3点目の学校の週5日制でございます。

今のお話では、児童館の方は、これから従前どおり引き続きやっていきますということで、厚岸町の場合は、これは季節的要因というかいわゆる漁業の最盛期のときには、結構そういう児童館に入れるというか、ふだん児童館に入れていないと、その時期だけ入れようとしても容易でないようでして、非常にその辺の不満があるやに聞いてございます。しかしながら、こうして毎日というかいわゆるきちっと勤めて持っている方であれば、年度当初から児童館にはお願いするということが可能かと思いますが、いわゆる季節的要因の中でそういった対応ができないものかどうか。ましてや、これから完全に2日となると、今のところはその日だけ休めばいいわと、子供が休みの日は休めばいいわという父兄もいらっしゃいます。しかしながら、こうして完全に土日が休みになりますと、もうそうも言っていない。あるいは勤める雇用主の関係もございまして、そういった意味では大変これからこの間しばらく落ちつくまでは、難しい状況が発生するのではないのかなというふうに考えますが、基本的には土曜日、これはずっと続けていただきまして、なおかつ季節的要因の中でそういう会館に受け入れていただくという体制をとっていただけないものかなというふうに感じます。

それから、あと教育委員会にかかわることでございますが、今お聞きしている限りでは、この4週6休が始まった時点と何ら変わらないのかなと。その形ですずっといくのかなと。今この4週6休の中では、休みがふえたというか、子供にしてみれば、わいわいと休みがふえたわと。子供にしてみれば楽しいわけですが、父兄にしてみれば、働く者にとっては大変な状況です。ただ、世の中がそういう状態になっていますから、あきらめてはいますが、この厚岸町の町で完全に週休2日という事業所というのは、そうそんなにございませぬ。公務員関係を除いては本当に土曜日

でも現場へ出なきゃいけない、あるいはお母さんが出かけていくと。私ども地域をあずかっている中ではそういうのを多く見受けるわけです。子供たちだけが留守番していると。上が責任を持ってと。しかし、天気がよければ外に出てきて、下の子供がそれに追いかけていくと。いろいろな状況を見るわけですが、これ完全に週休2日になったら、完全に——完全というか大変父兄はそういった対応に悩まされるというか、そういうことを常々見えていますし、お話を伺います。それなりに施設はあけて、いらっしゃいということと、それからその施設を利用してそれなりのやりますよというか、対応できるよということをお考えのようでございますけれども、いわゆる先ほどのお話の中で、いわゆる生徒指導の関係において、子供たちですね、学校あるいはそういう施設へ行った場合に、社会教育を含め指導員あるいはスポーツ関係者がそういう指導をすと言っていますが、きちっとそういうシステムというか、そういう体制はできているんですか。考え方だけなのではないかなと私は思うんです。1カ月の中で1回やるか、あるいは2カ月に1回やろうとしているのか、そういうきちっとした対応ができているのか、ちょっとその辺が疑問に思いますので、もう少し掘り下げて教えていただきたいというふうに思います。このことは、立ち上げる1年なり2年なり、ある程度軌道に、先ほど私も言葉の中で軌道と言いましたが、これは父兄の問題もあります。父兄の認識のとらえ方というか、ある程度家庭の状況もなれというか、そういった問題もあるかと思えますけれども、やはりこれはある程度4年4月からと、完全にそうなったときにそれぞれの家庭なり地域においても戸惑いが生じると思うんです。そういったことでは軌道に乗せるまでやはり目配り、気配り、そういったものは教育委員会関係については大事なことでないのかなというふうに私は存じますので、そういったことでぜひもうちょっと掘り下げたお話を伺わせていただきたいなというふうに思います。

それから、同じようなことなんです、決して悪いことをするなど、言葉で言うけれども、そういったことがないことを願いつつ、しかしそれは最初やはりこれ親が子を育てるのと同じように、がちっと最初きちっとしなければ、やはり子供たちもだだらしてしまうというか、そういった気持ちになりますので、やはり親というか大人の責任の中できちっと、これは当然親にも言わなきゃ、父兄に言わなきゃいけない部分もありますけれども、町内の不幸の問題というか、そういう話にならない、記事にならないようにぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

議 長

町長。

町 長

再質問にお答えをさせていただきます。

第1点の行政評価についてであります。

なぜこの時期に行政評価が必要かということではありますが、これまでの行政は予算を中心とした行財政の運営が行われてまいりました。すなわち、どれだけのコストを投入したか、どれだけのことを行ったかが重視されてきたわけであります。従来の事務事業の見直しも、予算を中心とした考え方からのものがこのように多かったわけであります。しかし、ただいまご質問がございましたとおり、住民の視点から見れば、どれだけの効果をもたらしたのかが重要であります。つまり目指すべき効果を達成するためにどれだけのコストを要し、どれくらいのもの、ことを行うことが要求されているのかチェックし、見直す必要があるわけであります。一定の評価基準がそのたびに必要になることに相なるわけがございます。そこで、行政評価の必要性というものが生まれてくるわけであります。

また、基本的な考え方ではありますが、先ほどご答弁申し上げましたが、やはり基本的には住民満足度の向上を目的としております。そのためには、行政の説明責任と施策の決定プロセスが明らかにすることといたしたい。また、住民本位の効率的で質の高い行政を目指したいと考えております。また、住民の視点に立った成果重視の行政へ転換を図ることといたしたいと思っております。また、職員の意識改革を図ることも大事なことでございます。それと同時に、住民の理解と私は何度も話ししておりますけれども、協働を得ることが大事であると考えておるわけであります。

次に、夜間訓練の自粛についてでございます。

私が町長に就任して以来、この自粛についての運動はいたしておりません。しかし、近く、平成14年度の国費予算等で上京する機会があります。その節に今のご要望にこたえるように要請をしてみたい、そのように考えております。

また、児童館につきましては、所管の課長から答弁をさせます。

議 長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

児童館の関係でございますけれども、季節的利用、昆布も含めて自営または昆布の手伝い、パートを指しているというふうに思うんですけれども、児童クラブに登録さえしていただければ、利用は可能です。ですから、きょうの一般質問の中で、

子夢希児童館、34.6人、土曜日の利用の数字が入っておりますけれども、これは主に向こうは自営というんですか、昆布をとっている方々を含めての土曜日の利用というふうになってございます。ですから、1年生から3年生までございますけれども、児童クラブとして仕事をやるという意思表示のもとに出していただければ、登録制の中で就業日8時から利用ができます。ただ、児童クラブとして登録がなされなくても、一般利用としては午後1時から午後5時10分まで一般の方々は既に土曜日休業日でございますけれども、利用できる形になってございますので、ご理解願いたいと思います。

議 長
教 育 長

教育長。

週5日制についてのご質問でございましたけれども、これまで同様にということですが、各学校ではそれぞれPTA会合時に、折に触れてPTAには学校での土曜日についての対応について話し合いは行っております。その中で、現実的には学校側としてこういうことをしてほしいという要望については、多く出されていないという現状があります。これはやはり一つには週5日制が集団として子供たちを集めていこうという意図ではなく、それぞれ家庭、地域の中で帰していく。その中で子供たちの社会性を養っていくという部分についてご理解をいただいているものというふうの一つには考えてございます。

2点目の指導員の部分でございますけれども、完全週5日制に当たって、答弁にも申したとおり、社会教育施設、社会体育施設ともに広く開放していきたいと。その中で当然社会教育施設に関しましては、それぞれの担当者が各種事業——事業というか内部の説明等についても従前どおり行っておりますし、監視体制についても従前どおりで問題はないというふうに考えます。

あと、体育指導員につきましては、担当課長の方から答弁いたします。

軌道に乗るまでの部分についてという問題でございますけれども、この点につきましては、当然各種事業それぞれ取り組んでおりますし、もう一つは、先ほど申しましたとおり、教育委員会にとどまらず、かなりいろいろな部署で子供に関する事業を行われております。この辺の周知徹底という部分が従前不十分ではなかったかという反省もございまして、ぜひ関係各課と協議する中で、毎月そういうふうな情報提供を学校を通して行っていきたいと。その中で子供たちが出る場をつくるだけでなく、その出れる情報を的確に周知させていきたいというふうに考えておりま

す。

また、非行の問題についてでございますけれども、当然非行の問題については補導等の強化も必要でございますが、それ以前に、議員さんもおっしゃったとおり、まず子供たちが何かに熱中できるものをつくっていくという問題が一つはあろうかというふうに思います。そういう点から申しますと、いろいろな調査しておりますけれども、既に同好会あるいは塾等、純然と全く行くところのない部分というのは、かなり限られているんだそうです。ただ、その中でもこれからもうちょっと定着するような部分で事業展開を行っていく、あるいは住民、自治会の協力を得ながらそういう事業を行っていくという部分も必要になるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議 長
体育振興
課 長

体育振興課長。

社会体育施設の週5日制に関してのお尋ねであります。ただいま教育長が申したことに加えまして、社会体育施設、とりわけプール、体育館であります。ここにおきましては、まず私どもは監視、特にこの子供たちの安全確保をまず最優先に考えていかなければならないと思っております。そのことにまず力点を置きたいと今考えてございまして、この監視の面につきましては、職員等がおりますので、そういった部分で十分注意をしまいたいと考えております。

次に、この指導の面でございますが、確かにご質問の趣旨は、ただそこに子供たちが来てそこに置いておくというよりも、きちんと指導することの必要性についておっしゃっていると思います。そういう意味では、確かにそのとおりでございますが、現在のところ、この部分については一部プール等におきましては、土曜、日曜でも職員の資格者がおりますので、指導等については可能であります。しかし、体育館においてはその指導という部分については今までは完全ではありませんでした。そこで今後の問題であります。一部職員と、可能であればできるだけ他の団体、とりわけ体育指導員の方々あるいは少年団の指導員の方々などに、今後協力要請をしていきたいというふうに考えてございまして、その確立を完全にできているかということについては、まだその点については達成してはございません。そのようにこれからいろいろと協力要請をしまいたいというふうに考えてございます。

以上であります。

議 長
16 番

16番、音喜多議員。

3回目の質問になります。

行政評価システムでございますが、先ほども何回かお話ししているとおり、ここには厚岸町の中にはもう本当に頭脳集団としてもうそれなりの成果を上げなきゃいけない人ばかりいるわけです。ここ二、三年というか、五、六年前から、さかのぼれば五、六年前からですが、特にこの二、三年は地方分権とともにその行政評価システムなるものが各自治体でこういうふうには揺れ出してきているというか、動揺し始めていると。その先ほどもお話ししたとおり、結果的には町民が喜ばれるというか、住民の満足になるような結論になるんだらうと。少ない予算とかあるいはやった事業がそれなりの効果のあるものだという意味では、これはぜひ今までどうしてそういうことができなかつたのかという疑問点すら持たれるわけですが、ぜひこれを完結して、厚岸なるもののしっかりしたものをこれ町民にお示ししていただいて、その上でこういう成果も上がったということを公表できるように、ぜひ一致していただきたいというふうに思います。

それから、矢臼別の関係についてですが、ぜひそういうことでは町長のお考えもあろうかと思えますけれども、住民の意向をくんで、ぜひ防衛庁の方にその旨申し上げていただきたいというふうに思います。

まして、管内4町あるいは知事を頂点としたそういった行動もある、前町長はそういうこともされていたようです。ぜひそれらと歩調を合わせながら、この状況についてしっかりとお伝えいただきたいというふうに思います。町長は釧路でなくて東京都には厚岸町という書いた軽四のトラックに乗って厚岸町をPRしながら町の、東京都の中でそういうことをされているやに私も聞いてございますけれども、防衛庁に行かれるときも、その車に乗っていくかどうかわかりませんが、厚岸町からこういう状況で来たんだということをしっかりと訴えていただきたいなというふうに思います。

それから、3点目の教育委員会にかかわる部分でございます。

児童館の部分については、できるだけ間口を広げて、その情勢を入りにくくというか、親が相談しにくくでなくて、いつでもそれにこたえられるような態勢をぜひとっていただきたいと。そのための公的施設だというふうに私は思います。

教育委員会の方は、いわゆるちょっと心配になったのは、そこを今きょういみじ

くも言われましたけれども、指導体制ですね。これ今の体制でいけば果たしたこういう完全2日になったらそういうことがとれるのかなという疑問に思っていたのは事実でございます。結論はそこに行きつくのではないかなというふうに私は思います。今の財政的な状況の中では、非常に職員をふやすだとかあるいは臨時をふやすとかということができるとかどうなのかわかりませんが、やはりそういうことは予算と絡むかもしれませんが、しかと目配りしてもらわなきゃいけないと思うんです。事故ってからあるいは何か起きてからというのでは、これは私は許されない部分はあると思うんです。これ当然早くからもう学校週休2日になって、こういう体制を迎えるということはわかっているわけですから、そういう意味ではしかとお願いしておきたいというふうに思いまして、3回目の質問を終わらせていただきます。

議 長

町長。

町 長

再々質問にお答えさせていただきます。

まず、行政評価システムについてであります。分権時代にたえる政策形成能力の向上とその体制づくりが急がれておるわけございまして、その他にも私は行政評価システム構築の参入を急がせたいと、かように考えております。先ほどお話しいたしましたとおり、既に第3次実施計画の中でも、また本来私の政策予算に取り組む平成14年度予算編成におきましても、その心構えを持って査定をさせていただくと同時に、予算編成をさせていただきたい、かように考えております。しかし、現実には、システムを構築するには全職員にもこれを周知し、厚岸町にふさわしいものにするように努力をしなければなりません。そのためには、平成15年度の予算策定作業に入る時期、来年の秋ごろまでにシステムを構築させていただきたい、そのように考えております。

次に、矢臼別の訓練の問題であります。

ご承知のとおり、来年2巡目を迎えるわけでありまして。そういう意味におきましても、これまでの申し入れが十分尊重されますよう、引き続き国に強く要請をしまいたい、このように考えております。

議 長

教育長。

教 育 長

最後、指導体制のご質問でございますけれども、まずは、安全性の確保に関して万全を尽くしてまいりたいと、かように存じます。そして、指導体制に関していうと、ボランティア的な要素がかなり強くなる部分もあろうかと思っておりますので、その

議	長	<p>点について体育あるいは文化的なものにつきましても、可能なものについて今後要請してまいりたいと、かように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p> <p>以上で音喜多議員の一般質問を終わります。</p> <p>暫時休憩いたします。 休憩時刻 14時55分</p>
議	長	<p>本会議を再開いたします。 再開時刻 15時15分</p> <p>休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。</p> <p>6番、真里谷議員の一般質問を行います。</p> <p>6番、真里谷議員。</p>
6	番	<p>本年度第4回目の定例議会に際しまして、先般ご通告を申し上げておりました大要2項目にわたりましてご質問を申し上げ、町理事者のご見解を承りたいと存ずるものでございます。</p> <p>まず、福祉行政についてでございます。</p> <p>現在当町にはバスが運行され、町内の各所に停留所があり、数多くの町民の皆さん方が利用されておるわけでございます。このバスを利用される方々は、病院に通院される高齢者の方々、通学児童、ご婦人の方々、老若男女を問わず、大勢の方々が利用されておるわけでございます。夏の暖かい天気の良いときなどには少々の待ち時間は余り気にならないわけでございますが、風雪の強い寒いときの待ち時間が大変であるわけでございます。バス停留所の全部に待合所を設置するということは土地利用にかかわる問題もございまして、不可能であることは十分承知をいたしておるわけでございますが、利用客も多く、何とか設置できるところには風雪を一時的に耐えることのできる簡易な待合所の設置を考えられないかということでございます。もちろんバス会社が主体となつての事業ではございまいしょうが、町もあらゆる面でバックアップしなければならない事業ではないかと存ずるわけでございます。風雪の強い日にバスの来るのをつらい姿で待っておられる姿がよく見受けられているのでございますが、この点についてのご所見をお聞かせをひとつお願いしたいところでございます。</p> <p>次に、高齢者障害者に優しい、段差もなく、障害もないという歩きやすい歩道の整備が急がれているわけでございます。第4期総合計画第2次実施計画を見ると、各地域別の道路改良事業、道路舗装事業の内容、さらにはその事業費が明示されて</p>

おるわけでございますが、その中でバリアフリー化を伴う改良工事、改修工事としてはどのようなものがあるかということでございます。その点についてをお示しをお願いしたいというわけでございます。

次に、環境整備及び保全についてお尋ね申し上げます。

厚岸湖・湾の水質の保全については、カキ、アサリ、ホタテ等、貝類の養殖湖・湾として、水質の保全については未来永劫にわたり続けていかなければならないということは、今さら言うまでもないことでございます。現在、湖・湾の水質調査については、湖内4点、沿岸水域では4点、湖内流入河川では4河川を対象として、5月から12月まで、年8回の測定調査を実施しておると聞いておるわけでございます。さらに、水道水を取水しておりますホマカイ川は水質保全を図るため、水源涵養林取得事業を毎年継続的に進めておるわけでございますが、この厚岸湖・湾とホマカイ川の水質調査結果のデータがあれば、ご説明いただきながらお示しを願いたいのでございます。

次に、大黒島海岸の砂浜の浸食防止対策についてお尋ね申し上げます。

大黒島、小島といえば厚岸道立公園の表看板として全国的に有名であり、厚岸湾の入り口に浮かび、ゼニガタアザラシが生息し、コシジロウミツバメ、エゾピリカ等、数種類の天然記念物的野鳥がすみ、近年におきましては、3年ほど前からオオワシ、オジロワシが飛来してすみついていると聞いておるわけでございます。この断崖屹立した大黒島にも砂浜が存在し、昔は数軒の漁業家が常住し、昆布生産に従事されていたとも聞いておるわけでございます。現在は昆布採取期の4月から11月までの間、ただ1軒の漁業者1戸が住んでおられますが、冬季間は全くの文字どおりの無人島となり、明治23年に設置された厚岸灯台のみが海霧に閉ざされた航行船の道しるべとして霧笛を鳴らし、明かりを点滅させておるわけでございます。この大黒島にも昔は300メートルほどの砂浜があり、現在は浸食が続き、100メートルほどの砂浜になってしまった。このまま放置しておけば、近いうちに完全になくなってしまふ。何とか浸食を防止できないのかという声が同島の状態を熟知している、拾い昆布に行き、その状態を知っている床潭末広等の漁業家の方々の声でございます。小島には現在3本のブロックが設置され、ある程度海岸の浸食対策がとられておるわけでございますが、大黒島にも小島と同様ブロックを積んで、浸食防止対策が必要ではないかと存ずるものでありますが、この点についてのご見解をお尋ね申

し上げまして、以上、私の第1回目の質問とさせていただきます。

議 長

町長。

町 長

6番、真里谷議員のご質問にお答えをいたします。

第1点目の福祉行政についてのうち、まず、バス停留所の各所に簡易な待合所を設置することは考えられないのかとのことですが、現在、町内における釧路バス路線の停留所は65カ所ありますが、そのいずれも待合所は設置されておりません。バス利用者にとりましての待合所の設置についての必要性は、町といたしましても理解しておりますが、その設置条件としての用地確保の問題や、設置による道路管理上の問題など、難しい問題があります。加えて、停留所の数からいっても、設置には多くの財政負担が必要であり、近年の大変厳しい町財政の状況を考慮しますと、現時点での設置は非常に困難な状況にあります。しかし、バス会社とも協議するなど、今後の検討課題とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、高齢者・障害者が歩行しやすい歩道整備が急がれているが、来年度のバリアフリー化の計画にはどのようなものがあるかとお尋ねであります。安全で快適な生活ができる社会の実現を目指して、障害のある人、お年寄り、乳幼児を連れた人などが、社会生活をしていく中で自由に行動し、社会参加ができる人に、福祉に優しいまちづくりを進めるため、平成10年に北海道福祉のまちづくり条例が施行されましたが、厚岸町といたしましても、同年、住みなれた地域での障害者等の対応策を盛り込んだ障害者福祉計画を作成して、福祉のまちづくりを進めているところであります。バリアフリー化の計画についてですが、高齢者、障害者等が歩行しやすい歩道の整備については、平成12年度までにおいて、道路整備の終わった路線で港町地区を中心に35カ所の歩道の切り下げ整備を行ったところであります。町内には、歩道幅が狭く傾斜がきつくなることから、未整備箇所もありますが、今後におきましても、道路改良の際に、これらの拡幅も含めてとり進めてまいりますので、ご理解を願います。

また、歩道整備以外については、保育所玄関スロープ、障害児トイレの設置、各集会施設等のスロープの設置、町立厚岸病院の手摺の設置、公園障害者トイレの設置を順次進めてきたところでございます。このほか、最近における新たな施設整備といたしましては、床潭小学校改築、公営住宅建設、保健福祉総合センター、生き

がい活動支援施設が人に優しい建築物として配慮した施設整備を行っております。大変厳しい財政状況でございますが、障害者福祉計画で定めた平成16年度の目標数値を目指して、バリアフリー化の実現のために努力をしていきたいと考えております。

第2点目の環境整備及び保全についてのうち、厚岸湖・湾及びホマカイ川の水質保全度の現状についてでございますが、厚岸湾概要については、調査を実施しておりませんので、ここでは厚岸湖及びホマカイ川の水質についてお答えいたします。また、本年度の調査結果は出ておりませんので、昨年度の調査結果を中心にお答えいたします。

まず、厚岸湖についてであります。年間8回、5月から12月まで月1回の調査を実施しております。調査は、4地点で実施しております。すべての地点でおおむね良好な水質であるとの結果となっております。ただし、海域、湖沼の汚濁度を示す代表的な指標であるCOD、科学的酸素要求量については、環境基準が達成されておられません。これは湖沼等の閉鎖的な水域の場合、水が滞留しやすく、汚濁物質が蓄積しやすい特性を持っていると言われており、このことが大きな原因となっているものと思われま。

次に、ホマカイ川についてであります。ホマカイ川につきましては、標茶農協、太田農協、厚岸漁協とで組織しております。別寒辺牛川、ホマカイ川流域環境保全協議会において、年7回、5月から11月まで月1回の水質調査を行っております。この河川については、おおむね良好であり、正常な水質が保てているとの結果となっております。しかしながら、融雪期においては、汚濁物質の流入が多くなるため、同協議会を通じ、水質の監視を続けるとともに、水源の保全を図るため、上流域のみならず、流域全体のさらなる保全対策が必要と考えております。

次に、厚岸湖及びホマカイ川の水質データについてでございますが、まず厚岸湖の水質データについて申し上げます。

調査項目が約10項目にわたっておりますが、調査した4地点において、CODを除く項目は、環境基準のB類型をおおむね満足する良好な水質となっております。CODについては、1リットル当たり3ミリグラムの環境基準を上回る結果となっております。外洋との水の交換が少ない湖東部ほど高くなる傾向にあります。この環境基準超過の原因が特定できないことから、道において現在環境基準の未達成原因

調査が実施されているところでございます。

次に、ホマカイ川の水質データについてでございますが、調査項目が約20項目にわたり、また年7回のデータとなるため、数字的に複雑になりますので、ここでは河川の代表的な汚濁指標となりますBODについて年間調査の平均について申し上げたいと思います。

平成12年度の5月から11月までの7回実施した水質調査のBODの平均値は、1リットル当たり0.8ミリグラムとなっております。なお、この数値は過去5年間同様の数値となっており、また先ほどの答弁のとおり、環境基準と比較した場合、最も厳しい基準もクリアしており、正常な水質となっております。今後とも引き続き調査を継続し、その結果に基づいて原因究明などを行い、環境保全に努めてまいりたいと考えております。

最後に、大黒島海岸砂浜の浸食防止は、緊急な対策が必要と考えるかどうかというご質問でございますが、現在、大黒島には昆布漁期中、漁業者1戸が居住し、昆布漁業を営んでおります。今までに地先の漁業者、漁組から当該地区にかかわる海岸浸食についての要望等を受けてはございませんでした。しかし、以前より浜先が短くなってきていると聞き及んでいますが、現地の詳しい浸食状況の調査が必要と考えております。浸食防止の工事を行うためには海岸保全の区域指定を受けなければなりません。ご承知のように、大黒島は昭和26年、海鳥の繁殖地として国の天然記念物に指定され、昭和39年に道立公園に、昭和47年には、全島が特別鳥獣保護区に指定されており、加えて大黒島周辺にはゼニガタアザラシの繁殖地や昆布漁場があり、これらの影響や自然環境などを十分考慮しなければならないと考えていますし、関係機関とも協議をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長
6番

6番、真里谷議員。

今いろいろお答えをいただいたわけでございます。

バス待合所について60カ所あると。これは道路管理上大変な問題であって、そう簡単なものではないよと。今後の検討課題とすると、こういうことでございますね。福祉といえども本当にあれもこれも、いや一つやればこの次だってまた際限がないと。それを一々聞いてやっていたら、これはもう銭こ何ぼあっても足りないよと。本当にいいかげんにしてほしいよというようなこの待合所の、停留所の待合所なんか特

にそういうことが言えるのではないかなと。町民側から言いますと、本当に何というんですか、夏の暖かいときはよろしんですよ。だけれども、風雪の強い、特に待合所にぼつねんと立って待っている。それから、バスがおくれて来ることがあるんですよ。そういうときの待ち時間というのは、その体験をした人じゃなければわからないです。ろくにバスに乗ることないからそんな苦しみなんてわからないんだわ。でありますけれども、そんな停留所をしたって、そんなばかでかいもの何もつくる必要ないんですよ。今テント式の簡易な雨、風までいかなくても、雨、豪雨が降ってきたり、そういうときに傘程度といえればあれですから、それにしても小さい、そういう簡易なの今あるんですよ。そういうものを全部にとりませんよ。やはりできるところにそういうものを設置するという事は、これは福祉行政の盲点を突く大事なあれなんです、実行行為なんです。それで、結局バスを利用される方というのは高齢者の方ですね。病院に通院する方あるいは買い物に行かれる方。だんなさんが車の運転なくて、緊急にいろいろな問題が出たときにバスを利用してそこに行くんだという切実な問題を抱えて、乗り降りする方が圧倒的に多いんですよ。ですから、そういう方々に対して、豪華な待合室を設置しなさいと言っているんじゃないんだわ。傘も持たないで行ったときに土砂降りきた。わずかな時間に体がびしょ濡れになると。それはそういう体験をした人じゃなければわからないんですよ。そういうところが福祉というのは目を光らしていかなければならないと思うんですね。それを全部にっていうんじゃないですよ。そういうスペースがあって、乗り降りの人が多いと。そういうところに何とかできないのかなと。これは町民側の声なんです。僕たちはいろいろな人と対応して、いろいろな人から声聞いています。そんなばかでかい立派なもの要らないよと。だけれども、そういう簡易の検討して、2人か3人入るような、そういう小さいものでもいいんだと。そういうものをひとつ何とかしてほしいねと、こういうことです。受けて、今回ご質問申し上げているわけでございます。

それで、待合所ってあるんですよ、厚岸町に。町でやったんでないでしょう。門静の望洋台のところにあるんですよ。厚岸町が小中学校何とか書いて、ちょっとあるんです。トタンでできてね、ちゃんとありますよ。ちゃんといつつくってあります。ですから、あんなでかいものは要らないですね。できませんか、何とか。あそこの場合はそういうスペースがあるからできるわけですね。そして、あれはどこで

やられたのか、僕はわかりません。けれども、きちつとあるんですよ。これはバス会社が営業を伴うことでございますから、バス会社が自発能動でやるべきことであろうと思います。でありますけれども、やっぱり町でもバックアップして、そういう対応策をひとつ頭に置いて、一挙にできませんから、できるところから本当に簡易なそういうものをつくって、一つ一つですよ、一挙にできません。そういう形を見せていく、実践していく。小さい数少ない中からそれを積み重ねていくというのが福祉の行政じゃないですか。そんなのできませんよ、ゼンコもないから何もないからそんなに簡単なものでないですよ。もう少し町民サイドから考えられて、そういうバスを利用される方の立場に立って、そういう声が出ているんだから、現実にもう少し親切な答弁お願いしたいと思うんですよ。

それから、バリアフリー化の問題でございますけれども、この第4期の第2次実施計画の中に、来年度改良保存工事というのは16本あるんですよ。16本あるんです。来年ですよ、H14年。その中にバリアフリー化を含んだ工事というのはどのようになっていますかと。そういうものを加味されて、そういうものが含まれているんですかと、そういうことをお尋ねしているわけです。

やはりこれも車いすで歩道を歩けるという体制をつくると、障害者の方が。それが根本にあるわけですね。健常者だけが歩くんでなくて、障害者、高齢者、足の弱い、そういう方々が安心して歩ける。そういうものの改良とか、あるいは道路をつくるときに加味している、今何ぼあるんですかと。中身、僕らわかりません。ですから、そういうものを含んでこれからの工事というのはやられるんですかと、そういう内容をお尋ねしているわけでございます。

去年の12月18日に、定例議会におきまして、町道 132号 住の江町通り一部歩道拡幅を求める請願書を提出されたわけでございます。これは住の江町の音喜多さんから僕も請願者になって提出しているわけございまして、この住の江町からこのずっと山手線をあれして、国道44号線での歩道、この陳情請願書でございます。これは 250メートルの歩道のあれですね、歩道をひとつ何とかしていただきたいという陳情請願でございまして、これはその後、採択されてどういうふうに対応されているのか、全然見たところ何も一つやっていないよと。ことしやる、どういうことやられているのかな。ああいう1人歩くの大変だったと、陳情書なりに書いております。ですから、そういうところあるんですよ、厚岸町に、歩道の中で。こっこの

方、住の江町の病院の横からずっと通って、住の江町通って、そして国道44号線、山の手の高地を通過して、その間の歩道のことを言っているんですよ。なかなか大変な事業です。歩道を拡幅するといったって、これ大変な事業ですよ、これ。買収したり何したりで。これは大変な事業なんですよ。簡単にそういう陳情請願する方が簡単でありましょうけれども、やろうとしたら大変だと。それも採択されても説明が何もないんだわ。何もやってないんだ。そういうところがあそこだけでないですよ、厚岸町、僕らも随分あっちこっち歩くから、歩いて働かなきゃ生きていかれない人間だから、随分歩くんです、あっちこっち。そうしたら、こども危ないな、こういうところ車いすで歩ける町道にできるようにならなかつたら、厚岸町というのは福祉社会の厚岸町でないな。現実に僕らそういうもの感じながら歩いて仕事しているんですよ。ですから、そういうところにも目を配って、車いすで本当に歩ける、そういう住みよい、住みやすい厚岸町、こういうふうにしていきたいと思えます。一挙にできませんから、1カ所、1カ所からモデル的なものからやっていって、ああいうふうにやってくれたんだな、我々の歩道もこういうふうにできるんだなど。こういう町民の方々にそういう実績の安心感、よくやってくれたなど。高齢者の方々がそういう障害者の方々が、安心して住めるというのはそういうことを言うんじゃないですか。余りあれですかおかしいですか、私の発言というのは。

それから、環境整備保全についてですね。ホマカイ川の水質保全については、僕たちも随分議会で言ってまいりました。水源涵養林を確保しなさい。そうしなければ、ホマカイ川の厚岸町の飲料水のホマカイ川1本しかないんだから、これが今実現されて、毎年200万という予算ついて、買収されて、どんどん拡大されてきているんですね。それで、この間も僕ら総務常任委員会で視察に行ってきましたけれども、課長さんの説明で、随分こういうふうになって、これだけの拡大をしましたよと。僕らはもうよかったな。だって、ホマカイ川しかないんだ、厚岸町の飲料水というのは。これが水源涵養林を確保されて、水質が確保された。今町長からのお話ありがとうございましたけれども、一応水質というのはCODであるとか、ほかのいろいろな項目あります、今、水道法に基づく。それが一応クリアされていますよと、そういうふうに一応安心でございませぬ。

でありますけれども、こっちの湖・湾の方については、去年のですか、水質のこの検査結果資料というのが去年の3月17日に僕たちに配付されているんです。湖・

湾の場合、湾の方はわからない。湖の方はわかっている。これちゃんと出ているんですよ。これの中で、僕らも多少勉強していますので、水質というのを。一挙にぐうっと物凄い数字が出るところがあるんですよ。びっくりするようなもの凄い数値が。その後、さらっとまた少なかった。そういう地点が厚岸湖、この湾の中、この地先の中であるんですね。このデータの中に出ていますよ、ちゃんと。そのことについては7年、8年、9年までの3カ年の水質調査の結果報告なんです、これ。10年以降が全然出ていないんですね。出ていても僕もっていないかもしれません。そのことについてデータはどういうふうになっているんですかと。厚岸町というのは下水道がだんだん完備されて、終末処理されて、汐見川から放流されていますね。ですから、水質が悪くなるわけじゃないんですよ。そうですね、もう何百件としては水洗化されているんだから。だから、現在どうなっているんですかと。定点水質検査場所というのがあるわけですよ。そのことをお聞きしているんですけども、もう少し内容的に9年まではちゃんと出されているわけですから、10年、11年、12年、13年、ちゃんと出ていると思うんですよ。そのことについてもっと丁寧にお答えをいただきたいわけでございます。

それから、大黒島の浸食でございますけれども、私は、床潭、末広とかの随分仕事の関係でもって、向こうの方の行っているいろいろな人にお会いして、小島とか大黒島、そういう海岸浸食についての実際に現場に行っている人の声を聞いて、今回もご質問を申し上げているわけでございます。大黒島につきましては、昔は砂浜というのは300メートルあったというんです、砂浜。僕たちは知らなかったんですけども、大黒島というのはこっちから見たら屹立したそういうあれで、海岸の浜なんか全然ないと思ってた、砂浜。ところが、昔は300メートルあったというんですよ。はかったわけでないでしょうけれども、目測で300あった。昔の人は300メートルあったよといえば、本当にあったんですよ、これ。それで、今100メートルぐらいになったと。200メートル浸食されたというんですよ。昔は大黒島、小島に拾い昆布に行くといったら、白旗を揚げて、朝、そしてきょうはいいよという合図で、そしてこっちの方から床潭、末広の人が昆布拾いに行ったというんです。そのぐらい海岸線があって、拾い昆布ができて、ものすごい昆布が上がった。何年前か知りませんが、大分前でございますけれども、そういう大黒島では300メートルと。へえ、そうなんですか。今どういうふうになったんですかと、100メートル

ぐらいになった。浸食しちゃってね。それで、小島の方には現在波浪防止の対策として3本あると、さっき塚田さん言っていましたけれども。だけれども、大黒島にはそういうものが全然ないというんですよ。だから、これから砂浜をなくすわけにはいかないだろうと。何とかあれを砂浜をなくしないで、砂がつくような方法を、ひとつ何かやってもらえないのかな。道立厚岸自然公園のメンツにかけてひとつあの砂浜を防備してくれないのかと。そういう切実な、向こうの床潭とかそういう方々の、あそこに行って、沿岸に熟知している昔の状態も体現している、そういう漁師の方々の声なんです。

以上でございます。2回目終わります。

議 長
町 長

町長。

再質問にお答えをいたします。

まず、バス停留所の待合所の設置の件であります。

待合所につきましては、基本的にはバス会社が設置するものと理解をいたしております。しかし、先ほどお話しございましたとおり、利用者のことを考えますと、言われたとおりであります。そういう意味において、今後バス会社とも十分に協議を重ねてまいりたい、そのように考えております。

なおまた、その中で望洋台の待合所のお話ございました。実は、あの待合所はスクールバス専用でございます、門静自治会が自主的につくったものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、バリアフリー化に伴う道路整備の件につきましては、担当課長から答弁をさせます。さらにはまた、ホマカイ川の水質調査についても担当課長からご答弁をさせます。

また、大黒島の海岸、砂浜の浸食状況についてであります、現地の海岸浸食について調査をし、海岸保全をどのように進めていくべきか、それとあわせて、海岸保全の区域指定についても支庁、土現とも十分協議をいたしたいと考えております。それに基づいて対応させていただきたいと存じます。

議 長
建設課長

建設課長。

私の方から、歩道の整備の関係について説明させていただきます。

確かに質問者も言われているとおり、歩道の整備、短兵急にはすぐはいかないわけです。先ほどの答弁にありましたように、順次今後道路の改良にあわせてという

形で言葉は終わらせていただいておりますけれども、当然市街地の中のある程度道路幅が用地なければ、歩道整備というのもまた不可能という形になってきます。当然その中においては、建設省サイド、今国土交通省の方からも当然バリアフリーに配慮した道路構造、歩道を整備しなさいという形になってきておりますので、道路改良にあわせながら進めていく。当然山の方とかそういう歩道の必要ないところについては整備しないんですが、市街地については当然配慮していかなければならないと。それから、質問者が言うとおりの、町道住の江町については敷地的にも狭いという形の中では、現状ではある歩道というのはやはり通行に問題がありという形の中で、議会の方でもそれを採択されてきている状況、歩道整備について採択されている状況でございます。有利な補助事業をいただきながら、両方に歩道整備するというのはちょっとある程度の幅の歩道整備するというのは不可能かもしれませんが、片側には当然ゆったりした歩道という形の中での整備は現在考えて、北海道とも協議して、できるだけ早い年度から取り組めるようにしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長
環境政策課長

環境政策課長。

私の方から、ホマカイ川それから厚岸湖における水質の状況について答弁をさせていただきます。

このホマカイ川の関係につきましては、先ほど町長の方からご答弁申し上げましたとおり、通常の形での水質については非常に水質はクリアをしているという状況であり、いろいろな対策を講じた結果ではないかというふうに考えております。今後こういった形で保全を進めていきたいというふうに思っております。

それから、厚岸湖における水質については、非常に資料がないということで指摘をいただきましたけれども、私の方に平成12年度の数字を持っているわけでありまして、湖内4カ所の地点で年間8回の調査をしてきているわけでありまして、この平成12年度の数字を見ますと、ステーションーといいまして、弁天島の東1キロの地点でありますけれども、この地点ではCODでこれは海の海水の汚れぐあいを示す指標でございますけれども、これについては水質基準がこの公共用水域で3ミリリッターというふうに基準があるわけでありまして、この8回のうち3回については3ミリ以下ということでクリアをしておりますが、そのほかの5回については非常に一番高いもので5.9という数字があるわけでありまして、全般的に非常に

高い汚染度があるという数字になっております。

また、弁天島から東へ3キロの地点でありますけれども、これにつきましては、3以下が2回、あとの1回についてはその数値を超えているということで、最高で6.9の数字が出ているわけであります。

それから、3点目の弁天島東5キロ、一番厚岸湖の奥でございますけれども、これについては非常にやはり閉鎖的な水域ということで、水が動かないと。それから、水深が浅いというようないろいろな自然的条件もあろうかと思っておりますけれども、ここでは3以下となっているのが1回ということで、残り7回については全部3以上になっておりまして、一番高い数値といたしまして8.4という数字があるわけであります。

それから、厚岸大橋の真下の地点でありますけれども、これについては4回が基準以下ということで、比較的外洋の海水が入ってまいりまして動いていますので、こういった比較的きれいな状況というふうになっているわけであります。

先ほど町長の方からも御答弁申し上げておりますけれども、現在北海道においてこの基準値を上回っている原因について調査をしているということで、平成12年からやっております、まだそういったデータが出ておりませんが、平成15年までかけて調査をするということでございますので、それぞれ原因がどこから汚染するものが入っているのかという、ある程度のものがその時点には特定されるかというふうに思っております。そういったこと、調査を待ちながら、それに対応した保全策をとってまいりたいというふうに考えております。

議 長 6番、真里谷議員。

6 番 いろいろお答えいただいて、こっちの言っていることはもう無理を承知で話しているわけですから、言っているわけですから、町民とこっちの間ですね。それで言っている方も、これは大変なことを言っているなど言いながら言っているんだから、聞く方だって、いや、このやろう、とんでもないこと言い出してきたなど、こういうふうに思われると思うんです。それを承知で言う何というか人間性の悪さとか、自分でもびっくりしているんです。あえて町民サイドに立って言っているんですね。あれですよ、そんなぜいたくなことを言うのでないよと、言ってしまえばそれまでなんです。停留所に待合所、何というぜいたくなことを言うの、そんなこと言う人おりませんが、だけれども、小さい心がけですね。そんな大きな

予算要らないんだわ。今パイプでテントでちょっと囲って、2人か3人入る、そういうのできるんですよ、簡単に。スペースがあればですよ。スペースがないところにそんなことはできませんよね。それこそ交通法違反になってしまう。大変ですよ。できるときには1カ所でも2カ所でもつくって、そういう方々のそういう立場に立って対応していただきたいというのがその偽らない声なんですよ。そういう麗々しく開き直って言っているんじゃないで、だから、門静の稲井さんがよくおわかりになっていらっしゃるわけでございますけれども、あそこの望洋台に門静自治会で古いちゃんとそういうものがあるんですよ。通学生とかお年寄り。優しいな。何も立派でないですよ、そういう。ああいうのを見て、厚岸町に、ほかにないかもしれませぬ。浜中やこっち行ったら、そんな簡易の待合所の、だが厚岸町にはあるんだよと。これはすばらしい厚岸町の町の福祉の姿を見せること、格好を見せるのではないの心を見せるんです。福祉は心ですよ。一挙にばばあつとできると、そんな勝手なことできませんよ、大変で。一つ一つ成果を出していく。そういう姿を見せていただきたい。今後の検討課題とするというんですから、検討ばかりしないで実現に移していただきたい。そういうふう思うんですね。

それから、高齢者、障害者が歩行しやすい歩道整備というのは、シルバーカーや車いすやセニアカーが歩ける、今電動式で歩ける。車いすで後から1人を押しつけたり、介護しながらと、そういうのでなくて、そういう歩道というのは都会へ行ったらどんどんこういうものできているんですよ。ですから、厚岸町でもそういう目標数値をつくって、こういうのからやっていく、さっき言いました住の江町の歩道なんかもそういうあれですね、こっちから病院の横からずっと山の手を抜けて行く歩道というのは、音喜多さんが自治会長やっておられて、いつもそういう陳情・請願があるわけですから、それでそういうことに対応した請願書で提出しているわけですね。それが採択されてそれが何一つされてないと。そういうことも一挙にできないというのはわかります。すぐ今年はこれやりましたよ、この次はこうですよという、そういう親切なそういう対応の仕方というのは、行政側に必要でないですか。お金がないから、予算がないからあれもこれもできませんよ、そんなこと言ってしまったら終わりだものね。できないけれども、こういうふうにやりましたと。人生の生き方だって世の中の生き方だって、みんなそうでないですか。口先ばかりで何もうまいこと言ったって、そんな人間なんか相手にされなくなりますよ。言葉

は少ないけれども、実行力のある、正直に純粹にやる。そういう生き方をする人間こそが最も貴い人生の生き方だと言われているんですね。だから、行政サイドでも一遍にできないけれども、今年はこのふうにやりました、来年はこうですよ、そういう心、優しさの心をきちっとあらわすような行政にしていきたいと思います。

それから、ホマカイ川とかあるいはこの湖・湾の水質保全というのは、これは厳しくやっていかなかったら、大分前に汚染されて、汚染されて、厚岸湖は赤潮が発生するという時代があったんですよ。新聞出ています、僕ちゃんとそういう記録の持っていますから。そのぐらい大変だった。汚染されて、汚染されて。それが今結局それから始まった、結局下水道事業というのは始まったんですよ。ですから、今まで相当改善されていなきやならないんですよ。この湖・湾が汚染されて、その養殖されているものが食べられなくなったら、これは大変なことですよ、これ。ですから、もっと厚岸の湖・湾、このあれですよ、水質調査実施位置図というのがありましたよね。公用水域が5カ所、沿岸水域4カ所、河川水域では川が厚岸町で7本の川出ているんですね。その中の別寒辺牛、チライカベツ川、大別川、尾幌川、奔渡川、ホマカイ川、フツポオシ川——フツポオシ川なんて聞いたことないんですけども、あるんですね。そういうところまで調査されているんですよ。それで、川の上流、中流、下流ですね、これにちゃんと厚岸湖のあれに載っているんですよ、これちゃんと置かれて。ですから、去年までのでもいいから、こうやってきちんとこういうのを出されないですか、これ、水質調査のデータと。これ出されないの。まだ出されない。9年まで出ているんだ。10年以降出されないの。出して、ちゃんとなっていておりますという数字のあれをしていただきたいと思います。

それから、この水質のpHとかSSとかCOD、CFG、COと、6項目にかかって調査しているわけですね。そして、前に出されたものでもものすごい別寒牛川のCFG、大腸菌群の数値なんだわ。これが5月に2,400、そして6月110、7月130、8月に入って1,600、9月170、10月2,800、ものすごいんだわ、これ。びっくりするデータ。それから、別寒辺牛、CFGですね。こういう別寒辺牛川のことばかり言ってもだめだから、もういいか。このホマカイ川ですね。ホマカイ川もCFGというのは大腸菌群数でございますけれども、H9年、ホマカイ川の中流と下流ですね、12月、中流と下流で1,100になったことがあるんですよ。そして、そ

の後、数値がものすごい下がったりものすごい状態。こういうことがありますので、きちっとデータに基づいたいろいろな対策というのを立てる必要があるんですね。一つこういう去年まででもよろしいですから、水質検査結果資料、これをひとつあれしていただきたいと思うんです。

以上で終わりたいと思います。

議 長

町長。

町 長

再々質問にお答えをいたします。

バスの待合所につきましては、先ほども申し上げましたが、バス会社と十分に協議をしながら、ご期待に沿うように努力させていただきたい、そのように考えます。

バリアフリーであります。バリアフリーは福祉のまちづくりの大きな実践課題と私は認識をいたしております。平成14年度につきましては、現在予算の取りまとめ中でございますが、具体的な部分については今お答えしかねますが、限られた予算の中でありまして、先ほどお話しございました高齢者や障害者等の生活を支える環境づくりの推進を定めた障害者福祉計画の数値目標を目指し、バリアフリー化の実現のために努力してまいりたい、かように考えております。

三つ目は、ホマカイ川初め水質の問題であります。

この点については、10番の室議員の質問でもお答えしておきました。環境に優しい厚岸町、町民挙げて環境の町厚岸町をつくっていかねばならないときであります。そういう意味においても、行政が中心となって全力で取り組んでまいりたい。そのために環境保全等の対策を積極的に進めてまいりたい、かように考えるわけであります。

また、資料の提出については、担当課長から答弁をさせます。

議 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

資料の点でございますが、平成12年3月の定例会におきまして、平成9年から11年までの3カ年の厚岸湖内、公共用水域、それから各河川の資料について配付をさせていただいておきまして、残りは平成12年度分につきましては、今議会開会中にお配りさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議 長

以上で真里谷議員の一般質問を終わります。

議 長

休憩いたします。

休憩時刻 16時12分

議長 本会議を再開いたします。再開時刻 16時13分
あらかじめ時間の延長をしておきます。
本日の議会は次の田宮議員の一般質問が終わるまで時間を延長いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
それでは、3番、田宮議員の一般質問を行います。
3番、田宮議員。

3番 長時間にわたるお疲れのところ、大変恐縮でございますが、ひとつよろしく願
いいたします。
第4回定例会に当たり、4点にわたって質問をいたしますので、ご答弁をいた
きたいと思えます。
最初に、市町村合併についてであります。
町は、広報あつけし12月号で、「市町村合併について考えてみよう」の特集を組
まれましたが、その意図についてはっきり明確にしていきたいのであります。
さらに、この特集が市町村合併の選択肢の一つと強調しておられますが、将来のま
ちづくりを考える選択肢は、ほかにないのでしょうか。
次に、合併によって期待される効果、いわゆるメリット4項目、合併に際して懸
念される事項、いわゆるデメリット4項目が列挙されていますが、具体的に例示し
てご説明をいただきたいのであります。
2点目は、町財政改革委員会の答申についてであります。
この答申に基づいて、町長がどのような方針をお持ちになるのか、お示しいた
だきたいと思えます。
次に、この答申の中に短期的実行プログラムがございますが、その中に財源捻出
額とありますが、その積算について明示をしていただきたいのであります。
3点目は、医療制度の改革であります。
11月29日、政府与党社会保障改革協議会の医療制度改革大綱が発表されました。
具体的には年末の国の予算案で具体化が始まるわけですが、いずれにしても
患者の大幅な負担増で、受診が抑制されるのではないかということでもあります。一

つは、健康保険本人の自己負担、現行2割から3割、政府管掌健康保険の保険料の引き上げ、あるいは老人保健の対象を現行の70歳以上から75歳以上に引き上げ、1割負担、70歳から74歳についての負担を引き上げる。さらには、診療報酬の引き下げ等々がありますが、そこで一つは、町民への影響、それから国保への影響、三つ目が町立病院企業会計への影響についてお答えをいただきたいのであります。

最後に、狂牛病についてであります。

町内酪農家を初め、関連業界への影響、不安、要望など、具体的にどのように把握しておられるか、明確にしていきたいのであります。

また、国での責任は重大だと考えますが、どのような対処方を要望しておられるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。

議 長
町 長

町長。

3番、田宮議員のご質問にお答えをいたします。

第1点目の市町村合併についてのうち、まず広報あつけし12月号の「市町村合併について考えてみよう」の特集の意図についてのお尋ねであります。市町村合併については、平成11年度から幾度か議会でも論議されたと聞き及んでおります。さきの9月議会でも答弁させていただいたとおり、私の見解としては、是か非か早急に結論を出す前に、まずそのメリットとデメリットを整理し、前向きに検討してみる価値は十分にあるのではないかと考えております。そこで、10月26日に町職員や議会議員の皆さんを対象に合併研修会を実施いたしましたし、今後まちづくり懇談会などで町民の皆さんとも意見交換してまいりたい。そのため、その前段として広報あつけし12月号で特集を組み、あくまでも客観的な情報であることに留意しつつ、情報提供をさせていただきましたし、今後も情報や判断材料の共有に努めたいと考えております。

次に、まちづくりの選択肢はほかはないのかということですが、あります。何も合併だけが厚岸町と浜中町の唯一の将来像の選択肢ではありません。例えば両町に共通する大規模な施設整備や、事業の際には個別に広域連携という選択肢もありますし、財政危機にはそれぞれが今回のような中期的財政運営方針を立て、自立的に解決策を見出し、着実に実行することも基本的な選択肢であると考えております。

次に、合併のメリットとデメリットを具体的に例示せよとのことですが、広報掲載の期待される効果と懸念される事項によって、資料を提出させていただきましたので、ご参照いただきたいと存じますが、あくまでも一般論として、町村の垣根や障壁が物心にわたり取り除かれることで、施設の利用が拡大し、職員や施設の配置が効率化され、財政支援も得られる反面、その効率化がもたらすマイナスの現象が生ずることも事実であります。いずれにいたしましても、さきの議会でも私が答弁しましたとおり、両町民の総意が何よりも優先されますし、合併を単なる地方財政危機の緊急避難的な政策としてとらえるのではなくて、あくまでも両町民にとって21世紀の前向きな行政サービス機構はいかにあるべきかという視点に立って検討してみたい。その検討を得た上で、結論をしても遅くはないものと考えております。

第2点目の地方財政改革委員会の答申について、まず町長の方針について示されたいとお尋ねでございますが、私は、本年6月に、国から示されたいわゆる骨太の方針における地方政策の明確な方向転換を深刻に受けとめ、その対応策と当面する財政運営方針を新年度予算前に早急に確立する必要を感じ、町長就任後の8月、厚岸町財政改革委員会を設置し、11月13日、厚岸町財政運営基本方針草案として答申を受けたところであります。私は、その答申を受け、私が予想していたとおりの厳しい内容であることを痛感するとともに、町長として管理職会や職員との意見交換を経て、最終的にはこの草案をもって厚岸町財政運営基本方針と確定し、当面の行政指針としては推進していくべきであると判断をいたしました。そして、当面その財政危機を回避し、行政に科せられた責任を全ういたすべく、担当各課に個々の改革、プログラムの実行に向かって、関係方面の十分な理解を得ながら、具体的な事務作業の検討を開始するよう指示したところであります。

次に、答申の添付資料にあります短期的実行プログラムの財源捻出額の根拠ですが、これはあくまでも年間3億円の一般財源捻出の大まかな目標額であって、詳細な積算や項目内容は今後の担当各課の準備作業をまっけて具体化するものであり、個々の条例改正、議案などで明らかにされ、町議会のご理解を求めさせていただくこととなります。そのため、資料では目標額設定の基本的な考え方を提示させていただきましたが、今こそ厚岸町財政運営基本方針の具体的改革策を実行することを契機として、国への依存体質からいち早く脱却し、押し寄せる国の構造改革の大波を

柔軟に乗り切れるよう、自主自立の自治基盤を目指すべきと考えております。

第3点目の医療保険制度改革についてでございますが、まず町民への影響でございますが、国は急速な高齢化、経済の低迷、医療技術の進歩、国民の意識の変化などを医療制度を取り巻く環境が大きく変化している状況から、将来にわたり医療制度を持続可能な制度へと再構築していくために、その構造的な改革が求められており、平成14年度医療制度改革の厚生労働省試案が本年9月に発表されました。この試案をもとに、政府与党社会保障改革協議会は、11月末最終報告を取りまとめましたが、この改革による保険者としての厚岸町の影響につきましては、改革の実施日、診療報酬及び薬価基準の見直しや長期入院者の負担に対する適用基準など、現在も具体的な内容について検討が行われておる状況では、ご質問に対する確にまた詳細にお答えできない点もありますことを、事前にご理解賜りたいと存じます。

初めに、町民への影響についてお答えをいたします。

その主な内容であります。70歳以上の方の医療費は、現行定率、1割負担で、負担増減が通院で月3,000円から5,000円、入院で3万7,200円でありましたが、負担増減額の撤廃、定額制廃止により、通院、入院とも1割負担のみとなり、高所得者の方は2割となります。なお、住民税非課税者、老齢年金受給者の自己負担限度は据え置きとなります。これが実施されますと、その診療内容により、負担増も違ってきますが、現在の負担額の1.5倍から二十数倍を超える例も出ることが予想され、長期入院にかかわる負担増が最も大きくなると考えられますが、いずれにいたしましても大幅な医療費負担増が見込まれ、大きな影響となってくると考えております。

次に、保険者としての厚岸町への影響であります。負担増減額の撤廃、定額制廃止や高所得者の2割負担により、保険者の医療費負担が軽減されると思われませんが、現行高齢者医療制度の対象について、70歳を75歳以上とすることで、現在69歳までの一般医療対象者が74歳となり、これにより医療費の負担が増大し、国保会計を大きく圧迫することが予想されます。

また、診療報酬及び薬価基準の引き下げにより、医療費がどの程度軽減され、保険者負担がどのようになるのか、いまだ改定内容が明らかになっていない状況であり、影響については未確定な部分であります。いずれにいたしましても、今回の医療制度改革案につきましては、国民健康保険の保険者である市町村が長年求めてま

いりました医療保険制度の一本化、保険財政の一本化が具体化されておらず、加えて老人保健制度の対象年齢の引き上げは、国民健康保険の運営にとって重大な影響を及ぼすと考えられ、深刻な懸念を抱いております。

次に、病院企業会計への影響についてのご質問でございますが、今回の政府与党の医療制度改革大綱では、サラリーマン本人の負担割合は、現行割合にとどめ、高齢者医療制度については、対象年齢を70歳から75歳に引き上げ、自己負担を完全1割とし、外来の自己負担上限は廃止するという内容で報道されております。また、同大綱では、改革の痛みを公平に分かち合う観点から、診療報酬の引き下げをも提言しております。現状では、改革の具体的内容や診療報酬引き下げについても、どのような内容になるのか詳細が不明であり、現時点で企業会計に対する影響を論ずるのは難しい点もありますが、報道されている内容から一般論として申し上げさせていただければ、高度化する現在の医療環境、それに伴い住民の医療に対するニーズも高くなり、要望を満たすための施設整備、医療技術の向上も含め、医療環境の整備に対する投資は年々上昇傾向にあります。しかるに、診療報酬の引き下げについては3%の引き下げとか、財務省では5.6%の引き下げを検討している旨の新聞報道がされております。言うまでもなく、医療機関の収入は、診療報酬で賄われており、それが大幅に引き下がれば、病院経営に大きな負担となるのは明白であり、自己負担の上限額の廃止により、病院の受診抑制につながることも予想され、病院会計はますます厳しさを増すことが予想されます。小泉総理は、三方一両損という故事を引用されておりますが、この改革が行われますと、医療機関には診療報酬の引き下げ、保険者は財政悪化、患者さんは自己負担増となる可能性があり、最初に拾った3両があるわけではないので、三方丸損になるという可能性があると考えられます。

続いて最後になります。牛海綿状脳症、BSE、俗称狂牛病についてのご質問であります。

私たち行政は、狂牛病という言葉を使わないこととしておりますので、以下正式な病名を使わせていただきますので、ご了承をいただきたいと存じます。

まず、酪農家を初め関連業界への影響、不安、要望など、どのように把握しているのかという質問であります。

牛海綿状脳症、BSEの感染牛が見つかって以来、酪農家は個体販売価格の暴落

で、経済的に大きな打撃を受けております。特に搾乳できなくなった牛を肉用として出荷する廃乳牛の価格が低迷を続け、道内12市場の10月、11月の平均価格が前年度同月比60%から70%も安くなっているほか、感染牛がいずれも5歳を超える廃用牛となったことから出荷を手控える農家が多く、搾乳牛更新のおくれによる乳量の減少も心配されております。

また、牛枝肉相場も全頭検査の開始以来、回復基調にありましたが、2頭目、3頭目の感染確認により再び下落し、廃乳牛は前年比の半額という市場もあり、年末の最需要期に入っても一向に上向く気配がないという状況であります。ただ、初乳牛、いわゆるはらみの価格は多少下がりぎみながらも、平年と比べても高い水準にあることが唯一の救いと言えますが、乳廃牛の出荷手控えで農家の牛舎があかず、需要が下火になりつつあると見られ、これも価格下落の不安は払拭できません。本町においては、大多数を占める搾乳農家より和牛矯正及び乳子牛の飼育農家に影響が大きく、資金繰りが悪化しております。そうした形態、2戸から支援要請がありましたので、融資機関が行う短期かつ低利の運転資金の貸し付けにかかわる利子を国、道、町、農業団体が共同して負担し、農家の金利負担をゼロにする制度に町も参加することとし、本定例会において予算措置を行う予定であります。こうした経済的影響とともに、感染牛に共通して供与されていた資料が、一般的に広く使われていることが明らかとなり、うちでも発生するのではないかという不安と心労が大きくなっていることも心配されている点であります。また、関連産業の精肉小売店や外食産業なども消費の低迷が続き、イベントや特売などで需要の回復に懸命な努力をしていることがマスコミを通じて取り上げられておりますが、需要動向は一進一退を繰り返しており、町内の関連業者においても同様の影響が出ているものと推測されます。

次に、国、道の責任は重大だと考える、どのような対処方を要求しているのかという質問でございます。

牛海綿状脳症の拡大を防ぐため、世界保健機構——WHOが肉骨粉の牛への供与禁止を求める勧告を出した1996年以降、アメリカやオーストラリア、カナダでは2年以内に相次いで肉骨片供与の法的禁止に踏み切っていたにもかかわらず、日本は国内で牛海綿状脳症が発生した以降の今年11月に、法規制を取るまで行政指導に努めており、このような事態を招いた責任はすべて政府にあると言っても過言ではあ

りませんし、生産者がどんなに気をつけていても、防げる状況にはなかったと考えられます。したがって、発生農場の感染牛や同居牛の屠殺分補償、営農再開までの実質的な入用補償も含めた被害の100%補償、風評被害を受けている畜産農家、流通、加工、外食などの関連業者の経営安定のための手厚い支援、消費者の安心を回復するための原因の徹底究明や検査体制の充実、個体識別システムの早期導入など、国の機関や国会議員などに直接、間接に要請してきているところでございます。

以上でございます。

議 長
3 番

3 番、田宮議員。

2回目の質問をさせていただきます。

最初に、市町村合併の問題であります。

町報に、さっき申し上げたようなことで特集が載りました。最初に、情報館と社会福祉センターで76人の方にアンケートをお願いして、アンケートをとったと。その結果も出ております。そして、この特集を読んだら、この結果は大分変わるのではないだろうかというようなことも書かれているわけなんです。そういうことで、読んだらびっくりしたのは、道の要綱の引き写しに過ぎないんです、これね。道の要綱の引き写しに過ぎない。別に厚岸町が市町村合併に当たってどういうふうな考えでいるのか、いや、町長としてはお示しになっておられますが、町としてどうなのか。こういう考えは何もないんですよね。道の要綱の引き写しに過ぎないと。この最後に合併によって期待される効果であるとか、いわゆるメリット、デメリットが列挙されているわけです。これは一般的に言われていることでありまして、甚だ抽象的ですね。だから、私は、じゃ具体的に合併ということになったときに、具体的に何がメリットになるのか、具体的にですね、あるいは何がデメリットなのか。本来は明らかにしなきゃならないはずだと。なのではないのかというふうに思ったんですけども、そうっていない。きょう資料でいただきました。これも若干行数がふえたということに過ぎないのではないのかなというふうに思うんです。

合併の問題については、まだ入り口なんです、考えてみますと。釧・釧合併だというようなことで、法定合併協議会をつくれという直接請求運動は、この厚岸町で起きているわけでもないし、そういう話が盛り上がってきているというふうにも聞いていない。そういう中ですから、私は口角泡を飛ばして、こうでなければだめだ、ああでなければだめだというのは少し走り過ぎかなというふうに思うんです。

しかし、今町長のお話では、この後、懇談会等を、町民との懇談会等をお持ちになると。その前提としての材料にもなるんだと、こういうふうに言っておられます。私は、これは道の要綱の引き写しであります。例えば町長もご参加になられた全国町村町大会、あるいは議長が参加をされた全国議長大会、こういうところではそろって国の押しつけ的な合併は反対だよという決議をしているんですね。地方6団体は大体そういう方向ではないのかと。そういうことも私はやはり一つの大事な情報開示ではないのかというふうに思うんですね。

それから、この合併に対して拒否をしているところも既に合併協議会を議会で否決して、合併を御破算にしたところ、いろいろあります。例えばさいたま市、これは浦和とか与野とか何か大きな都市が合併をしたわけですが、上尾がこれに入らなかったと。それは、住民運動が起きて議会で合併について否決をしたということで御破算になったと、こういうところも数々ありますね。あるいは、福島県の矢祭という町では、合併反対の宣言をしたと。総務省の役人が慌てて説得に出向いた。そういうことを考えますと、全く国の押しつけだな。あらわに出ているなど言わざるを得ないんですね。しかし、勇気を持って合併ができないんだ。これはそういう全文ありますけれども、ここで読み上げて時間を取るばかりですから読み上げはしませんけれども、そういう自覚的に勇気を持って国の押しつけには屈しないよという態度を示しているところもあります。それはそれぞれの考えでありますから、住民が最終的に合併でなければだめだというふうにしたときには、これはそういう方向に行かざるを得ないのかなというふうに思いますけれども、今言ったような、まず入り口でジャブしているような状況です。

そういう中では、具体的な材料に基づいてやはり合併のメリット、デメリットというものを具体的に示す必要があるのではないかと。これは私の場合でもそうだと思うんですね。もう少し具体的に。時間が長くなりますから一々取り上げませんが、その辺で踏み入った合併のメリット、デメリットについて、これからやはり情報を出していただきたいというふうに思うわけであります。

次に、財政改革委員会の答申であります。

町長も今答弁なさいましたが、基本になっているのは小泉内閣の骨太方針であります。とにかく我慢せいと。別に明確な明日がえがかけられているわけではないんですよ。これは私の考え方でありまして。大きな問題を抱えているわけですね。そう

いう中で、それにのっって厚岸町はやるんだというのが基本に座っているわけ
あります。

それから、この現在の厚岸町の財政が大変厳しいところにある。それはもう私も
そういうふう認識をしておりますけれども、それではどうしてこうなったのか。
どうしてこういうところへこういうふうに進み込まれてきたのか。ここのところの
説明は全然ないのではないかというふうに思うんですよ。確かに地方債の状況とい
うところでは出てきますね。考えてみますと、1900年代、1800年代、昭和五十七、
八年ごろ、臨調行革というのが始まって、国が補助金をどんどんカットしていくと、
一般財源化する、こういう方針がとられて、町は大きな負担増をしなければなら
なくなると。財政的な一つの重圧が加えられたわけですね。その次に1900年代へ入
って、これは平成初めが1989年でありますから、それからこの地方債の状況とい
うのはここで若干触れられていますね。いわゆるこの起債による、起債を使ってそ
して建設事業を行うと。そして、その起債については率によって違いはあるけれど
も交付税で措置しますよ。みんな財政はだんだん苦しくなっているものだから、
これはいい話だということで進めましたよね。その結果として、単独事業が補助事
業を上回るようになった。これは厚岸町の財政を調べていけば、私も表にしてつく
りましたけれども、もう1回整理して、決算のときにでも出したいというふうに思
っておりますけれども、それを見れば一目瞭然ですよ。しかもこの地域総合整備
債ということで、仕事が交付税措置をするんだということで仕事をやってきた。そ
のツケが回ってきているし、それからここにも書かれているように、例えば減税を
すればこれは国の政策で減税をやったにもかかわらず、穴埋めは借金でやれと。赤
字が出た。赤字の補填は借金でやれと。そのかわり、交付税で何がしかの措置はし
ますよ。これで大きく起債残高が130億を超えるような状況になったのではなか
ったのかと。ここのところを、ですから私はその国の予算配分、お金の使い方が全
く逆立ちしていたのではないのか。これは社会資本の整備だとおっしゃるけれど
も、反対に四国に3本も大きな橋をかけて、もとが取れなくて大変なことになっていま
すね。東京湾につくったあの横断道路にしたってそうではないでしょうか。さらに、
そこで浮かされた金が銀行の救済に使われるとかということになっていったのでは
ないかなというふうに思うんです。そういう点について具体的に、一つにはそう
いうところに大もとがあるんだということも私ははっきりさせる必要があるのでは

ないかというふうに思います。

それで、これを一つ一つ取り上げていったら、時間が幾らあっても足りないわけで、あと若干この具体的改革策と提言ということについて気のついた——気のついたって、ここのところだけは聞いてみようというやつを今お話ししたいと思うんですが、その前に町長がおっしゃったように、この答申は町長の方針だよというふうにおっしゃいましたので、今後町長の方針であり、町の財政運営の方針だよというふうに認識をさせていただきたいというふうに思うわけであります。町民にかなり痛みを押しつけるようなものが随分とありますね。例えば町税、国保税、税外収入の滞納解消強化策を検討するというので、滞納の問題が出ておりますが、例えば国保の問題についていえば、これは介護保険と一緒になるわけですから、なったわけですから、そのときにこの保険証の取り上げが法制化されて、義務的になったわけですね。短期保険証を発行する、あるいは資格証明書を発行すると。これはいずれも一時窓口で全額を払って、あと償還してもらうという式でありますから、病院にかかりたくてもかかれなような状況が現実起きてくる問題であります。ただ、厚岸町では、資格証明書の発行あるいは短期保険証の発行はやっておりませんよね、今。そういう点では、私はなかなか大変な中で頑張っているなというふうに思います。ただ、よその町村と比べると、滞納整理については件数がかなり多いように感じるんですね。そういうことがすごく強化されるのではないかと、あるいは税外収入料金の適正化というような問題もあります。

それから、企業会計や下水道特別会計の採算性を高めるという問題ですね。私は企業会計の採算性を高めるという点については、これも本来企業会計というのは独立採算でなければだめだというふうに国が決めたんですね。これはもう今まで何回も言ってきたことですから、しかし病院にしたって水道にしたって、採算が合わないんですね。だって、水道だってそうでしょう。水道を供給する会社なんてないんです。延長が長くて、投資にすごくお金がかかる。採算が合わないということでこれは地方公共団体が持たざるを得ない状況。それから、個々の病院にしたって、こんな小さな町でこの病院、採算をとれる病院にするといったら大変なことなんですね。それに独立採算性を強化するということがなったら、一体どんな方策があるのかということだと思っております。

それから、この民間委託の問題について、給食の問題が出ております。特老から

それから保育所から学校から、これを一元化して民間委託を考えるという問題であります。私は、これは大変な問題だと。学校給食については学校給食法という法律があつて、給食はただ物を食べさせればよいという問題ではないんですね。そういう仕組みにはなっていないわけですよ。それから、それをお年寄りから子供まで一緒の給食にすると、そして、民間の委託にすると。これはあちこちで学校給食の民間委託については問題が起きているわけでありまして。こういう点について、これはそれぞれこれから考える問題だと。ただ、問題提起として個々に挙げたんだというふうにご答弁になるのかなというふうに思いますけれども、そういう点でお考えがあればお聞かせをいただきたいし、議会としてもこれは一つ一つやっぱり十分に論議していかなければならない問題を含んでいるなというふうに考えています。ただ、説明を聞いて、はいわかりましたという筋合いの問題ではないなということでありまして。そういうことで、お答えをいただきたいのであります。

あと、短期的実行プログラムとして財源捻出額、これは3億円に合わせてこういうふうに上げてみた。また具体的な検討、細かいですね、検討を加えたものではないというふうにおっしゃっておられますが、これからのプロセスというのはどういふふうにお考えになっておられるのか、その点についてお聞かせをいただきたいのであります。

次に、医療保険の問題であります。この町長御答弁なさったように、町民だけの問題でもないし、国保を考えれば、町財政にも大きな負担増になってくる問題、それから病院会計にとっても診療報酬の引き下げということはこれは病院の収入に大きな影響を与えざるを得ないということになってくると、例えば町ぐるみの、町ぐるみでやっぱりそれぞれが成り立つような方策を、やはり国に要求していかないと、これは大変なことになるのではないかな。医療の改悪というのは今に始まったことでなくて、1980年代に青写真がえがかれたんですよ。そして、それに従って進められてきていると。この先、社会保障なんてなくなるのではないだろうか。医療なんていうのは保険ではなくて全部自分で払わなきゃ医者にかかれなくなるのではないのか、そういうことさえ感じるような状況になってきていますね。そういうようなことで、例えば町民への影響については、町民の影響を防ぐために、町として何らかの支援策はとれるのかどうなのか。

それから、国保については資料もいただきましたし、影響についてはもうご答弁

がありました。それから、企業会計については、私病院にお伺いしたら、いや、とてもそんなもの計算できないというふうにおっしゃっておられたけれども、少なくともさつき町長がおっしゃったような3%であるとか、あるいは5.6%であるとかという話は出てきているわけだから、さてそれが実行されたら、町立病院の収入がどうなるんだというのはやはり計算して、対策を考えると。あるいはこうなったら大変なんだな、そういう私はやっぱりことが必要なんではないのかなというふうに思うんですね。いや、ただ、まだ決まっていないからわかりません——では私は済まないのではないのかなというふうに思うんですが、お伺いします。

最後に、この狂牛病という言葉は使わないということでもありますから、BSEということでお話ししますと、これも深くもうお尋ねをすることではなくて、町長がご答弁なさっておられますので、道は今度の補正予算で何かこの対策のための補正予算を組んだというふうに聞いておりますが、問題は、私この国が町長がおっしゃったように、1996年、平成8年にこのWHOが反すう動物の飼料に、反すう動物の組織を使ってはだめなんだという勧告を出した。今年の6月には、EUがこの同じ警告を日本に発しているわけなんです。それにもかかわらず、水際対策がとられなかったと。いまだに感染経路が不明でありますけれども、そこにやはり大きな抜本的な問題がある。酪農家は肉骨粉なんて初めて聞いたと。そんなものが入っているなんて夢にも思わなかった。そして、情報開示がおくれているものですから、風評被害が出るとか、いろいろな問題が今あるわけですね。やはり、私は町長、おっしゃられましたが、国や道にこの農業を守るという観点で強い要求を出していただきたいということをさらにお願いをしておきたいというふうに思います。

議 長

町長。

町 長

再質問にお答えをさせていただきます。

第1点の市町村合併に対する報道についての広報での報道についての話でございます。私は、基本的には今回の市町村の特集のみならず、その時々大きな話題については、町民に情報提供をすることが大事であるという認識を持っております。そういうことで、この市町村合併は今日の大きな政治課題であります。私は、今の市町村合併が何か財政が先にある。財政危機だから町村合併をしなければならないという流れが強く感じられるわけでありまして。そのために、私はそうであってはならない、先ほど答弁いたしたとおりであります。そこに住む方々と町が21世紀の厚

岸町の将来はどうあるべきかという議論の中で合併の可否をめぐる議論があつて当然じゃなかろうか、私はそのように考え、私は合併にするに当たりまして、その基本方針に立っておるわけでございまして、今回の広報における報道はそこに意義があることをご理解を賜りたいと存じます。

続いて、財政の問題であります。

まず、今日このように厚岸町が栄えまして、私は先ほど財政が厳しくなった要因は何か、そこから論ずべきじゃなかろうかというお話でございまして。その考え方もあろうかと思いますが、私町長としては、以前の歴代の執行者については、やはりこのようにすばらしい厚岸町をつくっていただいた、それぞれの考え方の執行者としての責任は私はとるべきではないと考えております。しかし、現在、厚岸町の財政が大変厳しい状況にある中で、現町長として町民の幸せ、厚岸町の発展をどうすべきかという姿勢の中で財政改革委員会を設置をいたし、答申を受けたわけでありまして。田宮議員もご承知のとおり、国からの交付税の問題、いろいろと減額をされておる実態、さらにはまた地方債残高という大きな借金の問題もあります。私は、一方に減額され、一方の借金を加え、減らしていかなければならないという関係の中で、大変苦慮した中での苦渋の選択が今回の財政改革委員会を設置し、助役を委員長としての答申であったと、私はそのように考えておるわけでございまして、すわなち、行政指針として私は今後進めてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うわけでありまして。

また、各項目については、方針にある項目については、実行しなければならぬかというお話であります。基本的には実行しなければ赤字転落、先ほど申しましたけれども、財政危機ということになるわけでございまして、私といたしましては、実行をいたしたいと考えております。ただし、各課が実行するに当たりまして、相手のあるもの、労働組合との交渉などで、協議や詰めが必要なものは一方的に決定できないのは当然のことでございます。中には、すんなりいかないものがありますけれども、しかしながら、方向性は示されるものと期待をいたしておるわけでございまして。

なおまた、病院の医療の問題については、担当課長から答弁をさせます。

最後のBSEの問題であります。

お話がありましたとおり、地域の酪農家、畜産家が不安のないように町長として

しっかりと頑張ってもらいたい、そのように思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長

町民課長。

町民課長

私の方から、医療改革の問題、前段の財政改革委員会の中の医療にかかわる問題についてお答え申し上げます。

初めに、国保税の滞納者分にかかわって、資格証明書の交付の問題、あるいは短期被保険者証の問題についてご質問がありましたが、昨年の12月第4回定例会の中でも申し上げましたとおり、国の方針に従って本年3月末に資格証明書の実施要綱を定めたところであります。この実施要領の厚岸町の具体的な対応でありますけれども、この中でも申し上げましたように、資格証明書の義務化を機械的にすべて実施するという考え方は持っておりません。納税相談をさらに強化をしていただいて、納税意欲の向上を図っていただきたいと思っておりますし、同時に、この中で分納あるいは長期相談、こういったものを十分に税務課の方と相談をしていただいて、きちとした形で納税相談をしていただくということが前提となっております。ただし、いわゆる悪質な滞納者、納税相談等にも応じない、あるいは状況の中では実際に支払い能力があっても納めていただけない、こういったいわゆる悪質な滞納者については、資格証明書の交付も出てくることが予想されます。いずれにしても、こうしたことから、一応の運営面で有効な納税対策を行うことがこの滞納処分を進めるという基本になろうかというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、医療改革の問題でありますけれども、ご案内のとおりの大変な状況を迎えまして、こういった内容について、町ぐるみの方策を国に要請をするべきというご質問でありますけれども、私ども保険者としては、全国市長会、全国町村会、国民健康保険中央会、3団体によりまして医療改革制度緊急対策本部を設置しまして、関係機関はもとより都道府県の選出国會議員の皆さん方にも冊子をつくりまして、大変な状況を迎えている国民健康保険について訴えてまいりましたし、これからもいろいろな角度から国に向かって要請をしてまいりたい、こんなふうに思っているところでございます。

さらにまた、町民の皆さん方の自己負担の増加を伴う支援策の問題につきまして、どう考えるのかというご質問でありますけれども、今町長の方からもお答え申し上げ

げましたように、相当数の負担になってまいります。特に長期入院の方の上限負担の見直しについて非常に危惧を持っておりまして、この辺の上限の負担の見直しがどの程度行われるのか、十分にまだ検討を要するところで、私どもの方にはその決まった内容が入ってきませんけれども、長期の入院の方に大変な負担が強いられるのだろうというふうなことを考えますと、通院の問題、あるいは今申し上げました長期入院者に対する問題、この二つの面からこれらの問題について検討しなければならないというふうに思っています。現在、厚岸町では保健福祉課の所管で、老人の方の入院見舞い金の制度が行われておりまして、この内容をもとに、検討する方法も考えなくちゃいけないなというふうに思っています。いずれにしても、大変な財政を伴う問題でありますから、今この中でこのようにしたいというお話ももちろん当然できませんし、一般質問の答弁の中でも申し上げましたように、この国保会計の収支が最終的にはどのような方向になっていくのか、どの程度の厚岸町の保険者としての負担が多くなっていくのか少なくなっていくのか、そう考えましたときには、相当時間を要した内容の検討が必要だというふうに思っています。資料でもお示ししたとおり、厚岸町の国民健康保険の被保険者にかかわって、医療費が年々増大をしてまいりますし、分けても老人保健から外れます一般国保に入ってくるその医療費の増大が、最低でもこの5年間で5歳の問題でありますから、3億5,000万程度、最悪これが伸び率が大きくなってきますと、4億にも4億5,000万にもなってくるような予想をしなければなりません。そう考えますと、この辺に対する財政の問題、今申し上げました町民の皆さん方への支援策、この辺を十分財政当局とも詰めながら検討しなければならないというふうに思っておりますので、少し時間がかかりますので、町長を先頭にこの辺の検討をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

今回の医療保険制度の改革に伴いましての病院に与える影響ということで、資料のことで求められたわけでございますけれども、今回答弁申し上げたように、診療報酬の3%、また5.6%が診療報酬が改定されるということで、報道等があるわけでございますけれども、ご承知かと思っておりますけれども、この診療報酬の改定にあつては、非常に複雑多岐にわたってございまして、その病院の診療内容で相当この内容によって点数の開きがあるわけございまして、一口に今示されている3%か

5.6%のところ、病院がどれだけの影響を与えられるかというのはちょっと算定、本当に厳しいのが実態でございます。

それで、今回は3%、5%というのは、やはり過去に昭和59年度の大幅な引き下げがあったわけでございますけれども、それが2.3%の引き下げでございまして、今回示されたのは3%ないし5.6%でございますから、相当大きな引き下げになるかと。それによってやはり病院経営に与える影響は大であると、非常に深刻に受けているところでございます。

それで、ただ、単純にこの3%、5.6%ということで、単純にこの13年度の大体この入院、外来収入の見込みを想定して、単純に3%が総体的に引き下げとなれば、大体3,400万円程度が減額になるかと。また、5.6%の引き下げがなれば、6,400万円ぐらいの影響が来るのではなかろうかと。単純な計算でございますけれども、そういうことでございますので、相当なやはり影響が病院経営に与えられるということでございます。そういう状況でございますので、やはり今後病院としても健全経営につきまして、十分内部協議等、また町長部局と十分協議しながら進めてまいりたいと、こう考えてございます。

議 長
3 番

3番、田宮議員。

時間もたちましたので。

市町村合併については、町長はこの財政問題、財政が苦しいからといって急ぐんではないんだというふうに非常に強調しておられるんですね。この問題は、財政の問題が非常に一般的な市町村合併の話題としては大きいわけですね。例えば現在のこの地方交付税は、合併したとしたら、10年間合併時の交付税の額でいきますよと。浜中は平成10年で厚岸町と浜中しか資料としてはないわけですから、厚岸町はもちろん12年までありますけれども、例えば平成10年で見ると、地方交付税は厚岸町が49億1,000万、それから浜中町が47億8,000万、大体同額なんですね。合わせれば約100億近いお金が10年間は要って、あと5年間で9割、7割、5割、3割、1割というふうに低減されて、あとはなくなって財政危機が来るのではないかというわけですね。

それから、一番飴の中の大飴だというのがいわゆる合併特例債だと。今便利になっていますね。総務省のホームページを開くと、この合併町村名を入力すると、すぐ出てくるんですね。合併特例債試算というところがあって、クリックすれば。そ

うしたら、この事業ベースで80億 5,000万というふうに出ている。それで、まちづくりの建設事業には68億 5,000万。これは10年間ですね。そして、それに対する特例債の借入れ限度額は60億 1,000万である。そして、70%の交付税措置がとられるから、その参入額は45億 6,000万だというふうに出るんですよ。これは私、今それで議論やろうとは思いませんが、今の財政危機のまた同じことの繰り返しになっていくのではないのかという懸念を強く持つわけでありますが、いわゆるそのほかにも補助金の問題がありますし、それから事業については58からの合併すればこういう事業というのが各省庁で58提供されていると。だから、すぐお金のことを考えなければならないような仕組みになっているんですね。そういう点で、私は町長はそこはおわかりであるんだろうけれども、あえてそこには触れられないと。それはそれで結構なことだと。問題は、厚岸町のまちづくりをこれからどうしていくんだということを主眼にして、合併の問題を機にして、やっぱり町民の英知を集めることが第一だなというふうに考えます。その点についてお答えいただきたい。

それから、財政改革の問題について、もう一つ落としましたけれども、先ほど行政評価の問題が出ておりましたが、町長は道議として長い間お勤めでありましたからご存じのように、道では時のアセスメントということで、政策評価をやって、公共事業の整理をされましたね、道の事業の。そういうことも私はこの財政改革をやっていく上で非常に大事なことではないのかなと。それから、今までやってきた公共事業、むだはなかったのかどうなのか。こういうことをきちんと見るのが一つ大事だろうと。町民負担をふやすことばかり考えるのではなくて、そういう大もとのところをやはりきちんとする必要があるのではないのかなというふうに思うんです。行政評価そのものが丸々私はいいいというふうには考えないけれども、考えないけれども、そういう手法もとって、今言った北海道がやっているのが時のアセスですね。こういう方策も入れて、政策を見直してみるということもまた非常に大事な問題ではないのかなというふうに思うんです。その点についてお答えをいただきたい。

あとの二つの問題については、まだ具体的にない面も多いわけで、機会を改めて、また論議をしてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議 長 町長。

町 長

2点についての再々質問がございました。

まず第1点の市町村合併の件でございます。

今、田宮議員さんがお話しございましたとおり、北海道が示す類型別合併加算における厚岸の場合は浜中との合併であります。それに基づいての地方財政措置額の試算を申し上げますと、国庫補助金のうち、合併準備補助金はお話しありましたとおり1,000万、合併市町村補助金が2億4,000万、それから普通交付税1億9,820万、特別交付税5億3,660万、合併特例債、その中で借り入れ限度額61億7,500万、基金造成限度額12億円、今の財政事情からいいますと、大変ありがたいことでございます。しかし、私といたしましては、合併特例法の期限であります2005年までに合併しなければならないという気持ちはございません。先ほど答弁いたしましたとおり、財政危機の緊急避難ではなく、21世紀の厚岸町の町民の幸せ、発展を考える結果、町民から合併するべきであるという機運が高まったときに、行政の長として判断をさせていただきたい、かように考えます。

続きまして、財政の関係であります。

ただいま、田宮議員からお話しあったとおりであります。やはりすべての事業、事務について見直しをいたすことに相なっております。今の答弁に、趣旨に沿った中で健全財政を維持をしまいたい、かように考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長

以上で田宮議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすへ延会いたします。

延会時刻17時24分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成13年12月12日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員